東大阪監査公表第１０号

令和８年１０月２８日

東大阪市監査委員　　向　川　茂　弘
同　　谷　中　克　行
同　　山　﨑　毅　海
同　　西　村　潤　也

包括外部監査の結果に基づく措置状況の公表について

令和３年度、令和４年度、令和５年度、令和６年度及び令和７年度包括外部監査の結果に関し、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第２５２条の３８第６項の規定により別紙のとおり公表します。

令和７年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書

【消防事業の財務事務について】

（令和８年１０月）

東大阪市

１．監査の種類

包括外部監査

２．令和７年度の監査テーマ

「消防事業の財務事務について」

３．監査結果に基づく措置状況一覧（令和８年５月末日時点）

１ページから４ページのとおり

４．措置状況の内容（令和８年５月末日時点）

５ページから２５ページのとおり

なお、以前の報告で、すでに措置済み又は不措置として報告しているものは除いています。

５．措置状況の語句説明

措置済み　…　結果及び意見に対し、措置が完了しているもの

措置中　…　結果及び意見に対し、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの

措置予定　…　結果及び意見に対し、措置を行う予定だが、具体的な措置は開始されていないもの

検討中　…　結果及び意見に対し、措置を行うかどうかを考慮中であるもの

不措置　…　結果及び意見に対し、措置を行わないことを決定したもの

※　本報告書における措置状況の取りまとめは、市長公室内部統制推進室で行っています。

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和8年5月末日）
1	○		東大阪市消防力整備計画について	消防局総務課	検討中
2		○	東大阪市消防力整備計画について	消防局総務課	措置済み
3		○	女性消防吏員について	消防局総務課	検討中
4		○	受援計画について	消防局警防課	措置予定
5		○	コンプライアンス研修について	消防局人事課	措置済み
6		○	防火協力会及び防火協力連絡協議会について	消防局総務課	措置予定
7		○	防火協力会及び防火協力連絡協議会について	消防局総務課	措置済み
8		○	防火協力会及び防火協力連絡協議会について	消防局総務課	検討中
9	○		防火協力会の懇親会への参加について	消防局総務課	検討中
10		○	救急体制について	消防局総務課	措置済み
11		○	消防局の組織風土改革に向けた人事交流について	消防局人事課	検討中
12	○		「金銭出納帳」の収入日の誤りについて	消防局予防課	措置済み
13	○		前渡資金に係る「金銭出納帳」の記帳と現金の記載管理について	消防局総務課	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和8年5月末日）
14	○		物品不用決定の処理漏れについて	消防局東消防署	措置済み
15		○	備品リストの設置場所について	消防局総務課	措置中
16	○		現物照合に関する詳細な規程について	出納室	措置予定
17		○	現物照合に関する詳細な規程について	出納室	措置済み
18		○	備品リストの抽出時点及び現物照合の実施時期について	出納室	措置済み
19	○		備品整理票の貼付漏れについて	消防局総務課	措置済み
20		○	備品整理票の貼付基準について	消防局総務課	措置予定
21	○		防火協力会連絡協議会の財産管理について	消防局総務課	措置済み
22	○		歓送迎会会費の残金の管理について	消防局予防課	措置済み
23	○		中消防署の財産管理について	消防局中消防署	措置済み
24		○	中消防署の財産管理について	消防局中消防署	措置済み
25		○	有寿命部品の見直しにかかるオーバーホール費用の増額について	消防局指令課	措置済み
26		○	長期継続契約の検討について	消防局指令課	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和8年5月末日）
27		○	PFI事業における効果測定について	資産経営課	措置予定
28	○		契約事務チェックリストのチェック誤りについて	消防局総務課	措置済み
29	○		定期清掃の業務完了報告について	消防局総務課	措置済み
30		○	従事人数の把握について	消防局総務課	措置済み
31		○	『東大阪市消防職員の提案に関する規程』の改訂について	消防局総務課	措置済み
32	○		職員の勤務規律等の監察について	消防局人事課	措置予定
33		○	厚生会への入会について	消防局人事課	措置済み
34		○	職員採用応募者に対するアンケートの分析結果の文書化について	消防局人事課	措置済み
35		○	各消防署管轄の分署及び出張所の統廃合について	消防局総務課	検討中
36		○	AED設置の普及啓発について	消防局救急課	検討中
37		○	記録媒体の廃棄の対応について	情報政策課	措置済み
38		○	消防署員の訓練計画の作成について	消防局警防課	検討中
39		○	防火管理者の見届け状況のメンテナンスについて	消防局予防課	措置中

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和8年5月末日）
40		○	違反対象物公表制度の拡充について	消防局予防課	検討中
41		○	立入検査における人的要因の考慮について	消防局予防課	検討中
42		○	消防団の設置状況について	消防局総務課	検討中
43		○	消防団屯所の耐震性について	消防局総務課	検討中
44		○	女性登用について	消防局総務課	検討中
45		○	消防団員の出動状況の確認について	消防局総務課	検討中
46		○	消防団アプリの活用について	消防局総務課	措置予定

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
1	30ページ	○		東大阪市消防力整備計画について	消防力整備計画に基づき実行計画を策定するとともに、毎年度の実績確認を行うことは、消防力整備の適切な推進に不可欠であるが、計画の策定、実績報告がなされていない状況にある。 整備計画を着実に推進するためには、消防力整備推進会議を定期的に開催し、進捗状況を継続的に確認することが必要である。	消防局総務課	令和7年度は、消防力整備推進会議を2回開催し、第1回会議において消防実行計画の策定方針を見直し、令和3年度から令和7年度までを前期、令和8年度から令和12年度までを後期とする計画の構成に整理しました。第2回会議では、前期の実績報告及び後期消防実行計画の策定について審議しました。 令和8年度は、消防力整備に係る公表用資料について、消防力整備推進会議で審議しました。今後は、毎年度、消防力整備推進会議を少なくとも1回以上開催し、消防実行計画に掲げる取組の進捗状況及び前年度の実績を確認するとともに、必要に応じて計画の見直しを検討するなど、継続的な進捗管理を行ってまいります。	検討中
2	30ページ		○	東大阪市消防力整備計画について	消防力整備計画の効果的な進捗管理を行うためには、目標設定をより具体的かつ測定可能なものとし、適切なマイルストーンを設定することが望ましい。	消防局総務課	令和7年度中に、令和8年度以降の第3期東大阪市消防力整備計画消防実行計画を作成し、その中で各個別計画毎に事業指標を設定し、消防力整備推進会議において情報共有を実施しました。今後についても、毎年度各課において適切な事業指標を設定するとともに、定期的に消防力推進会議を開催し、事業指標及び進捗状況を継続的に確認します。	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
3	34ページ		○	女性消防吏員について	建替え、改修時には、女性専用の設備を整備するなど、女性消防吏員の割合を増加させる取組を進めることが望ましい。	消防局総務課	女性専用設備の整備を含め、女性登用についての取り組みを進めます。	検討中
4	37ページ		○	受援計画について	受援計画について、応援職員等に対して紹介できる宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化、及び、受援計画に基づいた訓練の実施ができていない。他の多くの自治体においても対応できていない項目ではあるものの、受援計画をより実効性の高いものとするため、今後計画的に対応していくことが望ましい。	消防局警防課	応援職員等に対して紹介できる宿泊施設等のリスト化については、本市受援計画に大阪府受援計画別表を添付しており、当該別表に宿営場所一覧が整理されています。 また、受援計画に基づいた訓練については、令和8年度若しくは令和9年度中に東ブロック各消防本部と協力し、受援計画に応じた訓練を実施予定です。	措置予定
5	39ページ		○	コンプライアンス研修について	コンプライアンス研修について、対象者を管理職や若年層に限定するのではなく、全職員を対象として実施することが望ましい。また、研修の実施回数を増やす、又は、当日参加できない職員に対しても研修の動画を後日閲覧できるようにする、あるいは、別途研修用のDVDを閲覧できるようにするなど、研修対象者が研修を受講できる機会を確保するための取組を実施することが望ましい。	消防局人事課	令和7年度に実施したコンプライアンス研修（ハラスメント対策等）については、当日参加できない職員に対して動画視聴を実施し、全職員が研修を受講できる機会を確保しました。 また、令和8年度に実施予定のコンプライアンス研修についても、全職員を対象として対面で講義に参加できる機会を確保できるよう計画しています。 今後も全職員が研修を受講できる機会を確保する取組を実施します。	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
6	42ページ		○	防火協力会及び防火協力連絡協議会について	現金紛失事案に関しては、警察による捜査結果等を踏まえ、市としての事実関係の確認を行い、当該現金を取り扱っていた職員及び管理していた職員に対し、消防局長名により処分等を行っているものの、当該事案を受けた課題整理や改善提案を内部報告書として取りまとめたり、改善策の起案等は行っていないとのことである。 このような重大な事案が発生した際には、事案に係る事実確認をもとに原因分析を通じて課題整理をするとともに改善策をとりまとめ、これを組織内で共有して実行し、達成度合いを継続的に時系列で評価する進捗管理が必要である。そうした対応が、例えば監察（内部監査）の実施というような形で自律的に行われなかったことは組織的な大きな課題であり、課題認識の感度と適応力を高めるよう、組織の人事的な見直しや監察（内部監査）制度の再定義と実践も含めた、組織風土改革に取り組むことが、非常に強く望まれる。	消防局総務課	本事案の発生を受けて、当該防火協力会等会計における事務処理が、現金等の取扱いとならないよう「任意団体の会計事務取扱マニュアル」に沿って事務処理の見直しを行い、各事務処理ごとに個々で再発防止策を講じ実施しますとともに、警察による捜査結果等を踏まえ、事実関係の確認を行い、関係職員に対する処分等を実施しました。 また、包括外部監査における指摘を重く受け止め、同種事案の再発防止及び組織的な内部統制機能の強化を図るため、令和8年度から消防監察を実施しています。消防監察のうち、今回、特命監察として職員倫理条例に係る事項及び経理事務執行の適否を重点項目として調査するとともに、包括外部監査結果報告書に係る指摘事項の進捗状況についても調査しています。 今後は、監察結果を踏まえた改善状況の確認及び進捗管理を継続的に行い、課題認識の共有と再発防止に努めていきます。	措置予定
7	42ページ		○	防火協力会及び防火協力連絡協議会について	支出に際して防火協力会会長から都度、電話での口頭承認を得たことは支出伺い上明確にはなっておらず、承認を得たことを明確にするために、支出伺い上その旨を記載する、あるいは、メールで承認をもらうなど、承認関係を明確にすることが望ましい。	消防局総務課	支出に際しては、事前に防火協力会会長から電話で口頭承認を得た後、その口頭承認日を予算執行伺書に明記するとともに、同予算執行伺書には防火協力会会長や会計理事から押印を受領し、承認関係を明確にしました。	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
8	43ページ		○	防火協力会及び防火協力連絡協議会について	連絡協議会や西防火協力会においては、会計事務を引き継いで自主管理しているという事例もあることから、中・東の両防火協力会への業務の引継ぎについても、今後3年程度を目途に防火協力会が規約に沿って完全に自主運営するように、消防局として真摯に継続的に要請・尽力することが望ましい。	消防局総務課	中・東防火協力会の自主運営については、西防火協力会等の事例を参考に、各団体の運営状況や課題を整理するとともに、通帳・印鑑の管理をはじめとする会計事務の引継ぎについて協議を進めてまいります。 また、段階的な業務の引継ぎや事務の一元化についても検討し、各防火協力会が規約に沿って自主運営できる体制の確立に向けて取り組んでまいります。	検討中
9	48ページ	○		防火協力会の懇親会への参加について	防火協力会は利害関係者に準ずるものとして整理すべきである。防火協力会の事務局員という立場で参加していたとしても、身分は市の職員であることに変わりはないことから、防火協力会から部分的であっても供応を受けて懇親会に参加することは、職員倫理規則第4条第6号の禁止行為に抵触するおそれが懸念されるべきことと認識して、少なくとも事前に倫理監督者に相談すべきであった。より本来的には、利害関係者との懇親として自己負担を前提に、倫理監督者の許可を事前に得るべく申請すべきであったし、今後はそうした感覚をもって職員倫理条例・規則に則した倫理の実践に心がけることが必要である。	消防局総務課	防火協力会等の関係団体との懇親等については、令和8年4月10日付けで東大阪市職員倫理条例及び同規則に基づき、利害関係者に準ずる関係性も考慮し、職員として適切な対応を行う必要があることを改めて周知しました。 また、職員が判断に迷う場合には、倫理監督者へ事前相談を行うこと及び必要な場合には事前許可申請を行うことについて、服務規律の確保の観点から所属長を通じて周知徹底を図っております。 あわせて、令和8年度消防監察においては、消防職員としての服務や法令遵守意識の向上のため調査を行っています。なお、令和8年5月末時点における利害関係者との懇親等の実施状況を確認したところ、いずれも飲食許可申請書による申請手続が行われており、会費についても参加者の自己負担であることを確認しています。引き続き、関係規程に基づく手続の徹底及び職員への周知を図り、適正な運用に努めています。	検討中

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
10	52ページ		○	救急体制について	救急体制の確保・強化に向け、救急需要の分析を継続するとともに、基準隊数との乖離を解消する観点から、増隊の必要性や時期について、計画的に検討を進めることが望まれる。	消防局総務課	毎年度、関係課の救急需要の分析を基に、増隊の必要性や時期について、今後の人口動向も加味し検討しています。	措置済み
11	58ページ		○	消防局の組織風土改革に向けた人事交流について	現場重視の消防職員が、組織マネジメントを学び、現場から一定の距離を置いて社会の変化に適応できる組織化に向けたマネジメントを実践するには、理念や規範に関する座学だけでは足りず、外部からマネジメント人材を招き、あるいはマネジメントを担う（候補）者を一定期間外部に派遣・出向等することが効果的ではあるが、これまでの出向実績の効果を勘案すると、消防業務との直接的業務関連性を超えた外部、現実的には市長部局（危機管理室を除く。）との継続的かつ中長期的な人事交流、しかも局管理層の一定割合を占める程度の規模の人事交流を要する状況ではないかと思料する。	消防局人事課	消防組織が社会環境の変化や多様化する行政課題に的確に対応していくためには、現場経験に加え、組織マネジメントや行政運営に関する知見を有する人材の育成が重要であると認識しており、これまでも、本市本庁部局と消防局では、相互に人事交流を図ってきました。また、総務省消防庁消防大学校及び大阪府立消防学校へは、長期にわたり職員を派遣し、組織外での知見を深め、他機関とのネットワーク構築に努めるようにしています。 これまで、企画財政部資産経営室や財政課への消防職員の派遣をしてきましたが、より効果的な人事交流を推進するにあたり、その規模や対象者等について関係部局と調整を図る必要があり、将来の組織運営を担う中堅職員をはじめとする多様な職員層を対象とした相互派遣についても検討し、組織力の向上につながる人事交流の推進に向け、引き続き検討及び調整を行います。	検討中

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
12	58ページ	○		「金銭出納帳」の収入日の誤りについて	資金前渡事務マニュアルに従い、入金日に収入を記帳するなど、適切な前渡資金管理を徹底されたい。	消防局予防課	マニュアルに従い、資金の移動毎に金銭出納帳へ記載しており適正な事務執行を徹底しています。	措置済み
13	61ページ	○		前渡資金に係る「金銭出納帳」の記帳と現金の記載管理について	（前渡資金の）戻入出金の記帳が遅れていたことは一つの反省点であるが、もう一つの課題として、金庫に保管されていた現金そのものの受払残高が記録管理されていなかったことが挙げられる。「金銭出納帳」に、実際の現金の入出金及びその時点の現金残高を併記して、消防局が管理する前渡資金の残高とその一部である金庫内保管している現金残高とをそれぞれ把握管理する必要がある。	消防局総務課	管理する前渡資金残高と金庫内保管している現金残高とをそれぞれ把握管理するため、実際の現金の入出金及びその時点の現金残高を明記しています。	措置済み
14	66ページ	○		物品不用決定の処理漏れについて	石切出張所にあった備品は廃棄されている。そのため、物品不用決定伺書により不用の決定をする必要があったが、この処理が令和6年度まで漏れていた。	消防局東消防署	令和7年度監査時点で不用決定の事務処理は完了しています。今後も関連担当課とその都度連携を図り、適正な事務の実施に努めてまいります。	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
15	67ページ		○	備品リストの設置場所について	備品リストの設置場所が実際の設置場所と異なる場合、所在が不明となる可能性や盗難・紛失の際の発見が遅延する可能性が高まると考えられるため、備品リストに記載されている設置場所と、実際に備品が保管されている場所が異なる場合には、適切に修正するべきである。	消防局総務課	ご指摘のあった備品については、即時修正を行いました。また、その他の備品につきましても見直しを行い、誤りがあった場合は修正を行っており、年度内に完了する予定です。	措置中

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
16	68ページ	○		現物照合に関する詳細な規程について	出納室は過年度の包括外部監査報告による意見に対する措置を速やかに完遂し、その管理ルールの明確化の一環として実査・棚卸マニュアルを整備・充実すべき職責を認識する必要がある。 ※過年度の包括外部監査報告による意見内容 備品の管理方法を具体的に定めるにあたって、備品の現物実査に基づく調査を行うべきことを明確に定めたうえで、定期的に備品の実査を行うべきである。また、当該調査は実際に現物の実査が行われたことを出納室が事後的にチェック・検証することができるような形式で行われる必要がある。（備品の管理ルールの明確化について） 備品の管理方法を具体的に定めるにあたって、備品の現物実査に基づく調査を行うべきことを明確に定めたうえで、定期的に備品の実査を行うべきである。また、当該調査は実際に現物の実査が行われたことを出納室が事後的にチェック・検証することができるような形式で行われる必要がある。（備品の現物実査について）	出納室	過年度の意見内容である備品の現物調査については、指摘を踏まえ令和3年度から毎年実施しております。 また、物品の管理についても原局と出納室の役割の明確化を図り、出納室においては適宜現物照合を行いながらその役割を果たすよう努めてまいります。	措置予定
17	69ページ		○	現物照合に関する詳細な規程について	実務の精度向上に向けて、現物照合の実施マニュアルの改訂が望まれる。	出納室	令和3年度から実施している現物照合時の実施マニュアルについて、文言を追記することでより具体的にイメージできるよう改訂を行いました。	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
18	73ページ		○	備品リストの抽出時点及び現物照合の実施時期について	備品リストの抽出時点と現物照合の時期を一致させることに、一定の制約があることは理解できるが、現物照合時の業務の負担を考慮し、備品リストの抽出時点は、現物照合の時期に近い時点とすることが望ましい。	出納室	財務会計システムの更新に伴い、令和7年度より各所属において適宜備品リストの抽出が可能となっております。	措置済み
19	73ページ	○		備品整理票の貼付漏れについて	備品整理票をはり付けることが可能なものにもかかわらず、これをはり付けていないものが散見された。	消防局総務課	漏れていた備品整理票の貼付けを行いました。以後適正な備品管理に努めます。	措置済み
20	73ページ		○	備品整理票の貼付基準について	備品整理票をはり付けるか否かは現場判断になっていた。備品整理票が貼られていないものについて、貼付漏れであるのか否かを客観的に判断できない状況であるため、貼付対象備品を規定したマニュアルを作成することが望ましい。	消防局総務課	基準の作成及び周知を行う予定としています。	措置予定

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
21	74ページ	○		防火協力会連絡協議会の財産管理について	外部の任意団体の所有物を預り保管する場合にはなお更、透明性のある管理を実践して事故等を未然に防止しなければならないという意識を徹底し、例えば、預り書の収受や定期的な現物確認など、適切な管理を励行されたい。	消防局総務課	外部団体の所有物を保管する必要が生じた場合は、預かり書を作成し、保管物の内容及び数量等を明確にした上で管理します。 また、基本的に預かることはありませんが、保管した物品については、定期的に現物を確認し、預かり書の記載内容との照合を行うなど、適正な管理を徹底してまいります。 なお、現在、防火協力連絡協議会から預かっている商品券や現金等はありません。	措置済み
22	77ページ	○		歓送迎会会費の残金の管理について	予防課において、予防課内の歓送迎会の残金3,069円が、大金庫内の小金庫に保管されていた。歓送迎会会費の残金が入っていた小金庫が破損していたこと、また、予防課の職員自身も指摘があるまで小金庫に残金を保管していたことを失念していた状況であった。紛失リスクや盗難リスクを低減するため、歓送迎会などの会費は即時精算し、残金を持ち越さないようにし、また、公金を保管する局金庫には持ち込まないことが望ましい。	消防局予防課	即時精算を行い、局金庫に現金を保管しないように運用を改め所属員に周知徹底を行いました。	措置済み
23	77ページ	○		中消防署の財産管理について	中消防署において、公金とは別に、歴代幹部や職員有志の拠出金、親睦会会費の残額、贈答品（商品券等）を換金した資金などを原資とする「雑金」が、管理簿とともに金庫内に保管されていた。職員に対して公金と私金の区別を周知徹底し、公務で使用する費用について雑金から支出をしないようにすることが必要である。	消防局中消防署	令和8年3月に中消防署長が中消防署全職員に対し、公金と私金の区別について周知徹底を図るための訓示を実施いたしました。 なお、令和7年度からは、公務で使用する費用については雑金からの支出は行っておりません。	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
24	78ページ		○	中消防署の財産管理について	雑金を署内で管理する場合は、署内での管理をなくすことを最終の着地点として、ルールに基づく運用管理を複数人で行うことが考えられる。	消防局中消防署	現在、中消防署において雑金はございません。	措置済み
25	84ページ		○	有寿命部品の見直しにかかるオーバーホール費用の増額について	令和6年度において契約金額が、年度中に増額変更されている。これは当初更新対象としていなかった機器で故障が頻発し、協議のうえで当該機器を中間更新の対象とする変更契約を事業者と交わしたことに伴うものであるとの説明を受けた。契約上定めのない事項について、協議に基づき決定した場合には、どのように協議をして決定したのか、その経緯を明確にするために協議記録を決裁文書に添付し文書として残すことが望ましい。	消防局指令課	令和7年度以降、契約上に定めのない事項は発生していません。契約上定めのない事項が発生した場合の対応においては、事業者との協議記録を作成のうえ文書として保存し、変更契約を行う際は、起案文書に添付して対応してまいります。	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
26	84ページ		○	長期継続契約の検討について	高機能消防指令センター整備事業整備機器に関する維持管理業務委託契約においては、単年度契約として運用しているものの、システム機器の更新までは当該事業者への委託が継続すると見込まれ、実質的に長期の随意契約となっている可能性がある。長期継続契約とすることにより、事務負担の軽減、サービスの安定確保が期待できるため、本件契約については、長期継続契約の適用も含め、契約方式の見直しを検討することが望ましい。	消防局指令課	現在、消防指令システムは、更新事業を進めており、令和10年4月1日から新システムへ移行する予定です。 次期システムにおいては、他市消防本部の事例等も踏まえて契約内容を検討した結果、債務負担行為によりシステム構築と5年間の運用保守を一括して委託することとし、仕様書に反映しています。	措置済み
27	88ページ		○	PFI事業における効果測定について	PFI事業については現在、多くの自治体で導入が進んでおり、今後、様々な自治体で費用対効果を踏まえた効果測定が実施されていくと考えられる。本件PFI事業も、東大阪市として初めてのPFI事業であり、今回、事後評価が初めて実施されることから、そこから得られた結果や知見を踏まえて、モニタリング手法の更なる改善を図ることが望まれる。	資産経営課	本件PFI事業について事後評価を実施した結果、事業終了時のVFMは約29.7%となる見込みであり、整備費及び維持管理・修繕費の削減効果が確認できたほか、長期包括発注による職員の事務負担軽減や維持管理にかかる定例会の有効性等を把握することができました。一方、事業終了時に求める施設の状況や引渡し条件の明確化、デジタルコンテンツの更新・維持管理のあり方、物価上昇への対応方法など、今後のPFI事業において留意すべき課題や改善点についても知見を得ることができました。 これらの事後評価で得られた結果及び知見については、令和8年度中に予定している次期事業の入札に係る各種資料へ反映し、モニタリング手法を含めた事業管理の更なる改善を図ります。	措置予定

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
28	97ページ	○		契約事務チェックリストのチェック誤りについて	契約事務チェックリストについて、決裁完了までに複数人がチェックしているが、チェック誤りについては見落とされていた。チェックリストについてより慎重なチェックを行うことにより、チェックリストに不備が生じないようにするべきである。	消防局総務課	決裁者（承認者）による契約事務チェックリストの慎重なチェックを行い、今後不備のないよう努めます。	措置済み
29	103ページ	○		定期清掃の業務完了報告について	業務完了報告について、完了日の記載が漏れていた。照合箇所の設定や照合証跡を付す等、確認漏れが生じないような工夫をし、仕様書に記載されているとおりの業務完了確認を遂行するべきである。	消防局総務課	業務完了日が明記された業務完了報告書を受領し業務完了確認を行っています。	措置済み
30	105ページ		○	従事人数の把握について	東消防署他1か所清掃管理業務を委託することにより、障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進することは評価されるべき効果であるというのは理解できるところであるが、どれだけの人が就労機会に従事できたかを具体的に把握しておくことは、定量的な効果測定として有効であるから、業務実施日ごとの従事人数を把握して推移を追うなどして効果を見ることが望まれる。	消防局総務課	令和8年度から報告様式に業務実施日毎の従事者数を記載するよう変更し、報告を受けています。	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
31	106ページ		○	『東大阪市消防職員の提案に関する規程』の改訂について	「東大阪市消防職員の提案に関する規程」第2条による提案の状況としては、制定された平成21年1月から監査時点（令和7年8月）までの期間で2件のみにとどまっている。業務改善へのアイデア創出の促進や職員のモチベーション向上に資するために本規程の周知徹底や改訂をすることが望ましい。	消防局総務課	「東大阪市消防職員の提案制度」をより実効性のあるものとするため、メールによる提案を可能とするなど、提出方法を見直しました。 これに伴い、令和8年5月22日付けで「東大阪市消防職員の提案に関する規程の一部を改正する訓令」及び「東大阪市消防職員の提案制度の周知について（通知）」を発出し、規程の改正内容を職員に周知するとともに、制度のリーフレットを掲示しました。	措置済み
32	108ページ	○		職員の勤務規律等の監察について	総合監察については「東大阪市消防監察規程」第5条第1項のとおり毎年1回の実施が必要となる。しかし、総合監察をはじめ監察そのものが実施された記録はなく、監察規程に従って適切に監察を実施するべきである。	消防局人事課	令和8年5月1日付け東大阪市消防監察規程第2条第2項に基づく監察員を任命しました。 監察員により令和8年度中に総合監察及び特命監察を実施する予定です。	措置予定
33	108ページ		○	厚生会への入会について	厚生会への入会について、入会や会費徴収に関するトラブルを防止する観点から、例えば、入会申込書の作成及び自署、「給与控除依頼書」への自署等を求め、これらを入会者の意思表示が分かる記録として残しておく等の対応を実施することが望ましい。	消防局人事課	令和8年度の新規入会から東大阪市消防職員厚生会会則を手渡し、会費を含めた会則を承認した上で入会申込書（署名あり）の提出を求め、入会意思が分かる記録を残しています。	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
34	110ページ		○	職員採用応募者に対するアンケートの分析結果の文書化について	応募者がどのような媒体をみて採用試験を知ったかや志望理由等申込者に対する統計を作成し、次年度の採用活動に活かしている。しかし、実際にどのように当該統計資料を活かし、採用活動を行っているかが文書化されておらず、不明瞭となっている。統計結果について簡潔にでも採用活動にどのように活かしたか文書化することが望ましい。	消防局人事課	令和8年度の職員採用にあたり東大阪市消防局採用広報計画を作成し、文書化して採用活動に活かしています。	措置済み
35	115ページ		○	各消防署管轄の分署及び出張所の統廃合について	今後の人口減少により指針上必要性が低下する署所が生じる可能性があり、また地域的なアンバランスが地域特性により説明可能な許容範囲に収まっている状況であるのかなどを、早期に把握し計画的に統廃合を検討できるよう、定期的な配置調査を実施すべきである。	消防局総務課	令和13年度以降に目標耐用年数を迎える庁舎が複数あるため、人口減少に伴う庁舎統合及び今後の人口動向を踏まえ、検討を実施しています。	検討中
36	118ページ		○	AED設置の普及啓発について	AED設置のメリット(AED利用により救命率が大幅に改善される等)を啓発することにより、AEDの普及啓発を実施することが望ましい。	消防局救急課	消防局では、各種救命講習等において、AEDの使用方法の周知をはじめ、AEDの有効性について継続して普及啓発を行っております。なお、AEDの設置促進につきましても、重要な取組であると認識しております。そのうえで、従来の救命講習等やSNSを活用し、AEDの設置による効果や必要性の情報発信を行うとともにAED普及啓発を行っている財団が提供するAED使用による奏功事例等も合わせて紹介するなど、効果的な普及啓発方法について検討を進めてまいります。	検討中

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
37	119ページ		○	記録媒体の廃棄の対応について	物理破壊を要するような記録媒体の破棄を外部業者に依頼する場合において、その破壊作業に職員が立ち会わないのであれば、代えて破壊した記録媒体の写真を受領するようにマニュアルを改定することが望ましい。	情報政策課	令和８年４月に本市のセキュリティポリシーを改定、それに伴いその概要版にあたる職員向けハンドブックを作成し、記録媒体の破壊については以下のとおり定めています。 ▼情報資産の廃棄を事業者に委託する際、庁舎内で廃棄作業を行う場合は職員が立ち会う。 ▼事業者が庁舎外で廃棄作業を行う場合は、職員の立ち会いは不要だが、事業者から作業完了報告書の提出を求める。作業完了報告書への記載項目としては、業務名、シリアルナンバー、作業方法（物理破壊の場合は破壊前後の写真を添付）、作業日時等を例示している。	措置済み
38	121ページ		○	消防署員の訓練計画の作成について	警防訓練実施要領第8条に基づく訓練においても年間又は月次の訓練計画書を作成することが望ましい。	消防局警防課	消防隊等の日常の訓練（警防訓練実施要領第８条に基づく訓練）については、災害対応や日常業務の合間に、限られた時間を活用し、災害発生状況や隊員の勤務状況等に応じて、流動的かつ臨機応変に実施しています。 このため、年間又は月次の訓練計画として事前に具体的な内容や日時を定めておりませんでしたが、効果的な訓練が行えるよう計画作成を含め、警防訓練実施要領第8条の訓練について検討してまいります。	検討中

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
39	138ページ		○	防火管理者の見届け状況のメンテナンスについて	東大阪市では防火管理者の選任率が全国平均よりも10%ほど低い状況となっていることを踏まえると、現状の重大違反対象物のみならず、防火管理者の未選任についても、システム改修時に機能面の見直しを行い、システム上で一覧管理を行うか、重大違反対象物のようにExcel資料等で詳細な管理を実施すべきであると考えられる。現状のOAシステムでは操作性にも改善の余地があるため、システム改修時に機能面の見直しを実施することも検討されたい。	消防局予防課	防火管理者未選任対象物への対応を重要課題として位置付け、具体的な検討に着手しておりますが、管理手法や運用体制の詳細については現在検討段階であり、現時点で具体的な実施時期や最終的な運用方法を確定しているものではありません。 今後は、防火管理者未選任対象物の把握及び改善に向けた継続的なフォローを行うための運用方法を整備し、その後、必要に応じて管理機能の充実やシステム改修を行う形で検討しています。	措置中

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
40	141ページ		○	違反対象物公表制度の拡充について	利用者の安全確保および地域全体の、防火意識の向上に資する観点から寄与すること目的として、違反対象物の公表制度の対象範囲を拡充し、防火管理者の未届等についても公表の対象に含めることが望ましいと考えられる。	消防局予防課	違反対象物の公表制度の対象範囲の拡充については、国の制度において防火管理者未選任違反は公表制度の対象として位置付けられておらず、制度上の整合性を踏まえる必要があります。 また、地域の実情として、近隣ブロック消防本部においても当該対象範囲の拡充に係る取組は実施されていない状況であります。 消防局といたしましては、公表制度は違反対象物に対する注意喚起の手段の一つであり、まずは立入検査や違反指導を通じて、違反を発生させないこと、また発生した違反を早期に是正させることが重要であると考えております。 一方で、防火管理者の未選任をはじめとする防火管理体制の不備は、利用者の安全確保の観点から看過できない重要な課題であると認識しております。このため、引き続き違反是正指導の徹底に努めるとともに、公表制度の対象範囲のあり方について、国における制度改正の動向や他市消防本部の取組状況等を注視しながら、本市としての対応について調査・研究を進めてまいります。	検討中

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
41	141ページ		○	立入検査における人的要因の考慮について	同一の所有者が複数物件を所有している際に、各物件において違法状態があることも想定されるため、検査対象・頻度等を検討する際に、人を基準とした観点を加味することが望ましい。	消防局予防課	防火対象物は、原則、消防法における建物（棟）ごとの使用実態に基づく用途区分により規制や設備が適用されますので、立入検査の際に人的要因については考慮しておりませんが、ご意見のとおり、同一の所有者等が複数の防火対象物を所有している場合には、人的要因の観点から防火管理上の傾向を把握することも一定の意義があるものと認識しております。このため消防局といたしましては、立入検査や違反是正指導の実施状況を踏まえながら、人的要因を考慮した手法の有効性や運用上の課題について調査・研究を進めてまいります。 なお、立入検査は防火対象物ごとの危険性や利用実態に応じて実施していることから、人的要因をどのように立入検査実施計画へ反映させるかについては検討すべき事項もありますので、今後、他市消防本部の取組状況等も参考にしながら、本市における適切な運用のあり方について検討してまいります。	検討中

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
42	153ページ		○	消防団の設置状況について	分団ごとの世帯数や実員構成に大きな差異が存在している状況を踏まえると、市の非常備消防力が適切に設置され整備運用されているかについて、分団単位での再検討を行う必要があると考えられる。	消防局総務課	分団ごとの世帯数、団員数、年齢構成等の基礎的な状況を整理するとともに、地域特性等を踏まえた消防団の配置及び運営のあり方について検討する必要があると認識しています。今後、まずは各分団の現状把握を行い、その結果を踏まえ、消防団とも協議・調整を行いながら検討を進めます。	検討中
43	153ページ		○	消防団屯所の耐震性について	延床面積50㎡未満の消防団屯所のうち、耐震性の有無を把握しているものの、計画の検討対象外として耐震化の検討が行われていない屯所がある。市の市有建築物耐震化整備計画の検討対象基準に満たない施設であったとしても、その重要性に鑑み、耐震性の検討を行い、必要に応じて改善措置を図る必要がある。	消防局総務課	延床面積50㎡未満の消防団屯所についても、施設の重要性を踏まえ、耐震性の確認及び必要な対応について検討する必要があると認識しています。今後、各屯所の現状を整理した上で、建築営繕室等の関係部局と協議・調整を行い、必要な対応について検討を進めます。	検討中

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
44	155ページ		○	女性登用について	消防団の女性比率は1．8%であり、依然として全国平均（4．0%）を下回っている。国は「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、消防団員に占める女性の割合について10%を目標としつつ、2026年度（令和8年度）末まで当面5%とする目標を掲げている。女性消防団員の登用は、国の重点施策でもあり、消防団が有志の団体であることを踏まえても、国の目標との整合性を図る観点から、消防局が消防団と連携し、女性の入団促進を支援する具体的施策を講ずることが望まれる。	消防局総務課	女性消防団員の入団促進について、他市消防団における取組事例等を調査するとともに、消防団とも協議を行い、本市の地域特性や消防団活動の実情を踏まえた具体的な取組について検討します。	検討中
45	155ページ		○	消防団員の出動状況の確認について	システムから個人ベースでしか年間の出動実績を出力できないため、手作業で出動実績のあった団員を年額報酬の支給対象者として消込していく状況となっている。年額報酬支給対象者の検証が容易となるよう、消防OAシステム見直しの際に、出勤実績のある団員がリストアップできるよう検討されたい。	消防局総務課	消防団員の年間出動実績について、年額報酬の支給対象者を効率的に確認できるよう、令和10年4月から運用開始予定の新消防OAシステムの更新に合わせ、出動実績を一覧で把握できる機能について導入の可否を含めて検討しています。	検討中
46	156ページ		○	消防団アプリの活用について	消防団活動の効率化のみならず、消防局における消防団活動の効果的、効率的な管理の面からも消防団アプリの導入を引き続き積極的に推進されたい。	消防局総務課	令和10年4月から運用開始予定の新システム更新の仕様において消防団活動をサポートするアプリケーションを組み込む予定としています。	措置予定

令和６年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書

【下水道の財務事務について】

（令和８年１０月）

東大阪市

１．監査の種類

包括外部監査

２．令和６年度の監査テーマ

「下水道の財務事務について」

３．監査結果に基づく措置状況一覧（令和８年５月末日時点）

１ページから４ページのとおり

４．措置状況の内容（令和８年５月末日時点）

５ページから１４ページのとおり

なお、以前の報告で、すでに措置済み又は不措置として報告しているものは除いています。

５．措置状況の語句説明

措置済み　…　結果及び意見に対し、措置が完了しているもの

措置中　…　結果及び意見に対し、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの

措置予定　…　結果及び意見に対し、措置を行う予定だが、具体的な措置は開始されていないもの

検討中　…　結果及び意見に対し、措置を行うかどうかを考慮中であるもの

不措置　…　結果及び意見に対し、措置を行わないことを決定したもの

※ 本報告書における措置状況の取りまとめは、市長公室内部統制推進室で行っています。

令和6年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和7年6月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
1	○		下水道使用料改定に関する定期的検証の議事録について	経営管理課	措置予定	措置予定
2		○	適正な下水道使用料体系を継続的に検証するにあたり留意すべき点について	経営管理課	措置予定	措置予定
3		○	適正な下水道使用料体系を継続的に検証するにあたり留意すべき点について	経営管理課	措置予定	措置予定
4		○	適正な下水道使用料体系を継続的に検証するにあたり留意すべき点について	経営管理課	措置予定	措置予定
5		○	適正な下水道使用料体系を継続的に検証するにあたり留意すべき点について	経営管理課	措置予定	措置予定
6		○	ストックマネジメント計画に即した計画的な建設改良の実施について	経営管理課	措置済み	
7	○		単価契約について	総務契約課	措置済み	
8		○	決算マニュアル等の文書化について	総務契約課	措置済み	
9		○	「現金取扱金額の限度額」の引き下げについて	経営管理課	検討中	不措置
10		○	釣銭取り忘れについて	下水道維持管理課	措置済み	
11	○		「下水道使用料統一徴収に関する事務取扱規程」について	賦課収納課	検討中	措置済み
12		○	徴収率の目標設定について	賦課収納課	措置済み	
13		○	貸倒実績額の比較分析について	経営管理課	検討中	検討中
14		○	貸倒引当金に関する個別性評価引当金について	賦課収納課	検討中	措置済み
15		○	滞納未収金発生原因の分析を踏まえた対策の実施について	賦課収納課	検討中	検討中
16		○	物品実査の実施基準について	総務契約課・経営管理課	検討中	検討中

令和6年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和7年6月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
17		○	物品実査を行った際の記録について	下水道維持管理課	措置済み	
18	○		固定資産実査に関する規定について	経営管理課	検討中	措置予定
19		○	固定資産番号の紐づけについて	経営管理課	検討中	措置予定
20	○		注記表と固定資産台帳の耐用年数の相違について	経営管理課	措置済み	
21		○	取替法の記載について	経営管理課	措置済み	
22		○	固定資産台帳システムと下水道台帳システムの連携について	経営管理課・下水道維持管理課	検討中	検討中
23	○		下水道部が所管しながら固定資産計上していない土地について	下水道維持管理課	検討中	検討中
24		○	下水道部が所管しながら固定資産計上していない土地について	下水道維持管理課	検討中	検討中
25		○	落札決定保留について	総務契約課	措置済み	
26		○	再委託届の記載項目について	建設課	措置済み	
27		○	再委託をした場合の再委託金額の把握について	建設課	措置済み	
28	○		暴排誓約書の宣誓日の記載漏れについて	下水ポンプ施設課	措置済み	
29		○	業務評価表の活用について	総務契約課	措置済み	
30		○	問い合わせ・障害報告内容の記録について	総務契約課	措置済み	
31	○		契約保証金や暴排誓約書について	総務契約課	措置済み	
32	○		契約締結日及び契約方法について	排水設備課	検討中	措置済み

令和6年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和7年6月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
33		○	履行確認時の証跡の保管について	下水道維持管理課	措置予定	措置済み
34		○	指名競争入札の評価資料に関する順位付けについて	計画課	措置予定	措置予定
35		○	現場立会の実施について	下水ポンプ施設課	措置済み	
36		○	現場立会時の記録について	下水ポンプ施設課	措置済み	
37		○	予定価格の公表時期について	総務契約課	措置済み	
38		○	現地訪問時の記録について	下水ポンプ施設課	措置済み	
39		○	下請負人から徴取した暴排誓約書の日付について	下水ポンプ施設課	措置済み	
40		○	分割契約理由の明文化について	下水ポンプ施設課	措置済み	
41	○		暴排誓約書について	総務契約課	措置済み	
42		○	単価契約時の暴排誓約書の入手について	建設課・総務契約課	措置済み	
43		○	単価契約時の暴排誓約書の入手について	建設課・総務契約課	措置済み	
44	○		暴排誓約書について	総務契約課	措置済み	
45	○		貸借対照表に計上されている残高と補助簿との整合性の検証について	経営管理課	措置済み	
46		○	賞与引当金について	総務契約課	措置予定	措置済み
47		○	未払利息について	経営管理課	措置済み	
48		○	一般会計繰出金について	経営管理課	措置予定	措置予定

令和6年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和7年6月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
49		○	投資・財政計画策定における将来予測の前提条件について	経営管理課	措置中	措置中
50		○	経営管理課による投資・財政計画のモニタリングの強化について	経営管理課	措置予定	措置済み
51		○	経費回収率の目標及び原価計算の内訳を記載した原価計算表の経営戦略への反映について	経営管理課	措置予定	措置予定

令和6年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
1	40ページ	○		下水道使用料改定に関する定期的検証の議事録について	下水道使用料の改定が必要かどうかに関する議事録が残されていない。 下水道使用料が改定されるか否かについては、住民生活に直結する関心の高い重要事項であると考えられる。従って、下水道使用料の改定が不要であるとしても、どのような検証過程を経て、どのような結論に至ったかに関する議事の内容や次回の下水道使用料の改定に関する検証時期等を議事録として残しておくべきである。	経営管理課	改定が必要となった場合に備えて資料を作成・整理しています。検証を行った際は、内容及び議事を記録し保存するようにいたします。	措置予定
2	44ページ		○	適正な下水道使用料体系を継続的に検証するにあたり留意すべき点について	適正な下水道使用料体系についての継続的な検証にあたっては、現行の基本水量制を継続するかどうかについての多角的な観点からの検討が必要である。	経営管理課	多角的な観点からの検証に必要な資料の整理を行っています。使用料見直し検討の際は、基本水量制の継続について、多角的な観点から検討を行います。	措置予定

令和6年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
3	46ページ		○	適正な下水道使用料体系を継続的に検証するにあたり留意すべき点について	適正な下水道使用料体系についての継続的な検証にあたっては、下水道事業経営の安定的な運営と使用者の経済的負担の観点から基本料金と超過料金のバランスについて慎重な検討が必要である。	経営管理課	検証に必要な資料の作成・整理を行っています。使用料見直し検討の際は、事業の安定運営と使用者の経済的負担のバランスを考慮し、慎重な検討を行います。	措置予定
4	47ページ		○	適正な下水道使用料体系を継続的に検証するにあたり留意すべき点について	適正な下水道使用料体系についての継続的な検証にあたっては、逓増制料金制体系採用の趣旨及び使用者間の公平性の観点を踏まえ逓増度合いについて慎重な検討が必要である。	経営管理課	検証に必要な資料の作成・整理を行っています。使用料見直し検討の際は、使用料の逓増度合いについて慎重な検討を行います。	措置予定
5	48ページ		○	適正な下水道使用料体系を継続的に検証するにあたり留意すべき点について	適正な下水道使用料体系の検証についての検討過程と判断基準を議事録等の記録に残すことで、行政の説明責任を果たすべく検討過程の見える化、透明性の確保を図るべきである。	経営管理課	検証に必要な資料の作成・整理を行っています。使用料体系の検証を行った際は、その検討過程及び内容を記録し保存するようにいたします。	措置予定

令和6年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
9	52ページ		○	「現金取扱金額の限度額」の引き下げについて	現金は紛失、盗難のリスクがあるため、現状に即し、現金取扱金額の限度額を引き下げるべきである。	経営管理課	他都市の状況を参考にしつつ検討を行った結果、現状の限度額が特に紛失及び盗難リスクを高めているものではないと判断したため、限度額の変更は行わないこととしました。	不措置
11	52ページ	○		「下水道使用料統一徴収に関する事務取扱規程」について	下水道使用料統一徴収に関する事務取扱規程は、実施の業務とは乖離している部分が見受けられる。早急に水道総務部と下水道部で協議し、改訂すべきである。	賦課収納課	実施の業務に即した規程へ一部改訂するべく、所管課である水道総務部収納対策課と協議・検討した結果、実施の業務との乖離を解消すべく「下水道使用料統一徴収等に関する事務取扱規程」を令和7年12月1日にて一部改正をしてます。	措置済み
13	53ページ		○	貸倒実績額の比較分析について	毎年度末に貸倒引当金計上額と貸倒実績額の比較分析を行い、貸倒引当金の過大計上又は過小計上になっていないかどうか、乖離が大きければ貸倒引当金計上額算定方法を見直すなどの対応を行うことが望ましい。	経営管理課	比較分析の手法及び算定方法の見直しを行う基準について検討中です。	検討中

令和6年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
14	54ページ		○	貸倒引当金に関する個別性評価引当金について	年度末時点で滞納処分の執行停止となっており3年経過時に不納欠損となることが確実な債権に関しては執行停止年度に個別的な貸倒引当金を計上する処理を行い、当該金額は上記算定式の中で、当該債権が発生した年度の「未収入金額」から除くという処理が必要である。	賦課収納課	ご指摘内容に基づいた算定方法にて対応してます。 令和7年度補正予算分（令和8年3月4日先議案件）から措置済です。	措置済み
15	55ページ		○	滞納未収金発生原因の分析を踏まえた対策の実施について	個人ごとの記録をベースとして、システム上でのデータ検索・抽出を行えるようにして、滞納・未収金の発生原因や督促経緯、回収実績などを分析することにより、今後の収納事務に係る人員配置、督促事務として重点的に実施する対策、優先順位付け等を検討することが望ましい。	賦課収納課	システム変更の可否並びに業務の効率化や費用対効果を含め、所管課である水道総務部　収納・サービス課と現在協議・検討中です。	検討中

令和6年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
16	56ページ		○	物品実査の実施基準について	現状、物品に関しては実査を実施するか否かは各関係課が独自に判断しているが、マンホール蓋のように単価が一定金額以上のものは実査の対象とするなど、実査について一定の基準を設け、対象を明確にするべきである。	総務契約課・経営管理課	他部署及び他市の状況について調査を実施しました。実査の対象及び手法等について、検討中です。	検討中
18	57ページ	○		固定資産実査に関する規定について	固定資産の定期的な実査に関する規定を設け、当該規定に従って適切に実査を実施するべきである。	経営管理課	他部署及び他市の状況について調査を実施しました。実査の対象及び手法等を検討し、決定した手法により実査を実施する予定です。	措置予定
19	58ページ		○	固定資産番号の紐づけについて	現物の資産にシール等を張り付け番号の紐づけを行うことが望ましいが、即座に現在保有している資産全てに紐づけを行うことは現実的でないため、一定の期間で固定資産全件をカバーできることを目指して、実査対象とする資産を計画的に決定するとともに、今後新しく取得する資産については必ずその取得年度末に紐づけを行う等の対応が望ましい。	経営管理課	他部署及び他市の状況について調査を実施しました。実査の対象及び手法等を検討し、決定した資産を対象に紐づけ等を実施する予定です。	措置予定

令和6年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
22	59ページ		○	固定資産台帳システムと下水道台帳システムの連携について	情報の正確性や登録作業の効率化の観点から、固定資産台帳と下水道台帳の登録情報のクロスチェックの実施や紐づけ情報の追加、システム更新時期を目途に両者の連携を図る等の対応を検討されたい。	経営管理課・下水道維持管理課	令和7年度に情報の正確性の確保及び登録作業の効率化について、手法を検討しました。令和8年度には前年度に検討した手法を検証し、今後の実施手法の決定を行う予定です。	検討中
23	59ページ	○		下水道部が所管しながら固定資産計上していない土地について	下水道部が管理しながら所管外として会計上の資産計上がされていない土地については、先の（包括外部監査による）指摘に即した措置を速やかに実行・完遂すべきである。ただし、今後5年ないし10年という期限を区切って移管完遂に具体的目途が立たない場合には、下水道部の資産と識別して資産計上を進めることが、現実的な対応として求められる。	下水道維持管理課	下水道部が管理しているが所管外としている土地について、関係する所管課と引継ぎの協議を進めています。	検討中
24	59ページ		○	下水道部が所管しながら固定資産計上していない土地について	東大阪の資産を表現する会計報告にとっては、上記土地が資産計上されないままであることは適切とはいえないから、当該土地が資産計上されていない場合にはその金額等について注記をもって情報を補足することが望ましい。	下水道維持管理課	下水道部が管理しているが所管外としている土地について、関係する所管課と引継ぎの協議を進めています。	検討中

令和6年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
32	80ページ	○		契約締結日及び契約方法について	公式な契約書について、月次集計額を実際に確定・合意した日から遡った日付（11月1日）を契約書日付とすべきではない。 この点、契約方法について、当初の単価契約とは別に月次個別契約を締結するのではなく、当初の単価契約において月次検収・精算の定めを置くなどの方式を取り決めたうえで、現状の月次個別契約書締結については、月次集計内容を月次検収・精算する手続きに置き換えて、当該書類の日付を実際の確認日（12月中）とすることで問題はないと考えられ、遡った日付で契約書を締結する必要はなくなるから、契約方法の変更も含め検討すべきである。	排水設備課	契約日の遡りは、月次集計額を実際に確定・合意した日（納品日）を契約日とし、改善いたしました。 契約方法については、年度当初の単価契約時に月次検収・精算の旨を定め、下水道契約規程第30条に従って執行いたします。	措置済み
33	85ページ		○	履行確認時の証跡の保管について	担当者が実施した履行確認時の証跡を適切に保管し、上席者へ回付して実施結果を確認すべきである。	下水道維持管理課	令和7年度の成果品確認時より、履行確認の証跡を保管、課内での回議を実施しました。	措置済み

令和6年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
34	88ページ		○	指名競争入札の評価資料に関する順位付けについて	本来指名競争入札の範囲から除くべき事業者が含められてしまっていた。当該委託業務の最終的な入札者は、入札の指名の段階で除かれるべき事業者ではなかったため結果に影響はない。入札事業者を決定する際に回議書により計画課主任及び計画課課長の決裁を採っているが、決裁による内部統制が有効に機能していないと考えられる。決裁を行う際は結果だけでなくその過程についても確認を行うなど、統制機能を強化すべきである。	計画課	ご指摘を踏まえ、決裁を行う際に結果だけの確認にならないよう、チェック項目（選定条件や業者数）を明確にし、内部統制が機能するよう取り組んでいきます。	措置予定
46	105ページ		○	賞与引当金について	決算時に賞与引当金を計算する際には、4月の昇給の情報は確定しているとのことであるため、当該昇給の影響を考慮の上、賞与引当金を見積ることが望ましい。	総務契約課	令和7年度最終補正予算時（3月）より、4月の昇給情報等を反映した賞与引当金を見積り、引当金計上時の金額と実際支給額の差異の縮小に取り組みました。	措置済み

令和6年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
48	106ページ		○	一般会計繰出金について	雨水と汚水の負担割合の変更は会計数値に与える影響も大きいことから重要な事項であると考えられるが、当該見直しを行った過程が資料として残されておらず、どのような理由により、どのような見直しを行ったが明確でない。今後もこのまま現状を維持するのか、負担割合の変更を行うのか、判断基準と共に合理的な説明を文書化により明確化することが望ましい。	経営管理課	現状の資料及び見直しの際の参考となる資料を整理しています。見直しの際は過程及び内容について記録し、保存するようにいたします。	措置予定
49	108ページ		○	投資・財政計画策定における将来予測の前提条件について	投資・財政計画の策定にあたり将来予測をする上での予測の方法（考え方）や根拠等が一覧表として取りまとめられていないので、これら重要な情報について一覧表にとりまとめておくことが望ましい。	経営管理課	予測の根拠等を取りまとめた一覧表を作成中です。	措置中
50	109ページ		○	経営管理課による投資・財政計画のモニタリングの強化について	経営管理課による投資・財政計画についてのモニタリングを強化する必要があると考えられる。	経営管理課	令和8年度当初予算編成時の予算ヒアリングにて、投資・財政計画における令和8年度見込額より増額した費用等を中心に内容の把握に努めたことで、各担当課へのモニタリングの強化を行いました。	措置済み

令和6年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
51	109ページ		○	経費回収率の目標及び原価計算の内訳を記載した原価計算表の経営戦略への反映について	令和6年3月に改訂された経営戦略には経費回収率の目標及び原価計算表が反映されていないため、マニュアルの要求事項に即し経営戦略を改定されたい。	経営管理課	次期経営戦略改定時に反映する予定です。	措置予定

令和５年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書

【都市魅力産業スポーツ部の財務事務について】

（令和８年１０月）

東大阪市

１．監査の種類

包括外部監査

２．令和５年度の監査テーマ

「都市魅力産業スポーツ部の財務事務について」

３．監査結果に基づく措置状況一覧（令和８年５月末日時点）

１ページから５ページのとおり

４．措置状況の内容（令和８年５月末日時点）

６ページから１１ページのとおり

なお、以前の報告で、すでに措置済み又は不措置として報告しているものは除いています。

５．措置状況の語句説明

措置済み	…	結果及び意見に対し、措置が完了しているもの
措置中	…	結果及び意見に対し、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの
措置予定	…	結果及び意見に対し、措置を行う予定だが、具体的な措置は開始されていないもの
検討中	…	結果及び意見に対し、措置を行うかどうかを考慮中であるもの
不措置	…	結果及び意見に対し、措置を行わないことを決定したもの

※ 本報告書における措置状況の取りまとめは、市長公室内部統制推進室で行っています。

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和6年6月末日）	措置の状況（令和7年6月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
1		○	令和2年度組織再編についての目標設定、評価について	行財政改革課	検討中	措置予定	措置予定
2		○	令和2年度組織再編についての目標設定、評価について	都市魅力産業スポーツ部	検討中	検討中	検討中
3		○	課題解決に応じた施策の成果（アウトカム）の設定と、具体的活動が成果に結びつく仮説（ロジック）についての検討・検証について	都市魅力産業スポーツ部	検討中	検討中	検討中
4		○	委託に関するルールについて	契約課	措置予定	措置済み	
5		○	委託に関するルールについて	契約課	措置予定	措置済み	
6		○	外郭団体における組織運営・管理に関する規律とその運用について	行財政改革課	検討中	措置予定	措置予定
7		○	東大阪市事業継続応援金支給経費（負担金補助及び交付金）事業の周知方法について	産業総務課	措置済み		
8		○	東大阪市事業継続応援金支給経費（負担金補助及び交付金）事業に係る事業者の資格要件について	産業総務課	措置済み		
9		○	中小企業融資事業に係る金利水準の効果検証について	産業総務課	検討中	措置済み	
10		○	新たな観光まちづくり推進事業に係る業務仕様の見直しについて	国際観光室	措置済み		
11	○		勤労市民センター整備事業に係る契約方法の検討について	労働雇用政策室	措置済み		
12		○	保健体育施設整備事業の下請業者から徴取している誓約書について	契約課・電気課	措置済み		
13		○	東大阪市事業継続応援金支給経費（委託料）の再委託承認願について	産業総務課	措置済み		
14	○		東大阪市事業継続応援金支給経費（委託料）の完了確認検査について	産業総務課	措置済み		
15		○	東大阪市事業継続応援金支給経費（委託料）の履行確認について	産業総務課	措置済み		
16		○	就活応援窓口事業に係る実施セミナーの開催頻度や定員について	労働雇用政策室	措置済み		
17		○	ウィルチェアスポーツコート整備事業のフェンス設置に関する当初の検討不足について	花園・スポーツビジネス戦略課	措置済み		
18		○	企業経営サポート事業に係る相見積の入手について	産業総務課	措置済み		
19		○	企業経営サポート事業における商工会議所との連携について	産業総務課	措置済み		

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和6年6月末日）	措置の状況（令和7年6月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
20		○	高付加価値新製品開発支援事業に関連する指標の把握について	モノづくり支援室	措置済み		
21	○		高付加価値新製品開発支援事業に係る完了報告書の確認について	モノづくり支援室	措置済み		
22		○	モノづくり若年者等就業支援事業に係る求職者向け情報パンフレットの紙媒体による発刊について	労働雇用政策室	措置済み		
23		○	商工会議所補助金・委託料事業に係る履行状況の把握について	モノづくり支援室	措置済み		
24		○	商工会議所補助金・委託料事業に係る契約保証金免除の根拠について	モノづくり支援室	措置済み		
25	○		商工会議所補助金・委託料事業に係る委託費の積算における一般管理費について	モノづくり支援室	措置済み		
26		○	若者自立支援援助事業に係るアウトカム指標の設定について	労働雇用政策室	措置予定	措置済み	
27		○	花園ラグビー場整備事業に係る費用削減効果の十分な検討について	花園・スポーツビジネス戦略課	措置済み		
28		○	モノづくり教育支援事業に係るモノづくり体験教室の体験者数枠の拡大について	モノづくり支援室	措置予定	措置予定	措置済み
29		○	モノづくり教育支援事業に係る再委託の中身について	モノづくり支援室	措置予定	措置済み	
30		○	モノづくり教育支援事業に係るアウトカム指標の設定について	モノづくり支援室	措置済み		
31		○	魅力アピール推進経費事業に係る仕様書の明確化について	国際観光室	措置済み		
32		○	魅力アピール推進経費事業に係る目標設定と効果検証について	国際観光室	措置済み		
33		○	オーパススポーツ施設情報システム経費に係る効果指標に関する目標値の設定及びアンケートの徴取について	市民スポーツ支援課	措置予定	措置済み	
34		○	地域就労支援事業に係る効果指標の追加検討について	労働雇用政策室	措置予定	措置済み	
35		○	産業振興PR経費事業に係る契約保証金の免除理由について	モノづくり支援室	措置済み		
36		○	産業振興PR経費事業に係る再委託について	モノづくり支援室	措置済み		
37		○	産業振興PR経費事業に係る目標設定について	モノづくり支援室	措置済み		
38	○		産業振興PR経費事業に係る完了検査について	モノづくり支援室	措置済み		

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和6年6月末日）	措置の状況（令和7年6月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
39		○	商業振興コーディネート事業に係る2年連続でのセミナー受講について	商業課	措置済み		
40		○	商業振興コーディネート事業に係る同行・立会いによる監督結果の記録について	商業課	措置予定	措置済み	
41		○	商業振興コーディネート事業に係る市によるレクチャー評価に関するヒアリング結果の記録について	商業課	措置予定	措置済み	
42		○	商業振興コーディネート事業に係る効果指標の設定について	商業課	措置予定	措置済み	
43		○	有害鳥獣駆除対策事業に係る見回り実施の日付及び時間の報告について	農政課	措置中	措置済み	
44		○	有害鳥獣駆除対策事業に係る決算報告書の数値の正確性及び適切性について	農政課	措置中	措置済み	
45		○	有害鳥獣駆除対策事業に係る事業者による見積額の妥当性の検証について	農政課	措置済み		
46	○		（産業技術支援センター）委託契約の履行確認について	モノづくり支援室	措置済み		
47	○		（産業技術支援センター）市への正確な報告について	モノづくり支援室	措置済み		
48		○	（産業技術支援センター）備品管理に用いる備品マスタについて	モノづくり支援室	措置済み		
49	○		（勤労市民センター）決裁漏れについて	労働雇用政策室	措置済み		
50	○		（勤労市民センター）固定資産の除却漏れについて	労働雇用政策室	措置済み		
51	○		（勤労市民センター）備品の計上漏れについて	労働雇用政策室	措置済み		
52		○	（勤労市民センター）備品の表示について	労働雇用政策室	措置済み		
53	○		（勤労市民センター）切手と収入印紙の実査の記録について	労働雇用政策室	措置済み		
54	○		（花園ラグビー場）仕様の理解と適切な監督の実施について	花園・スポーツビジネス戦略課	措置済み		
55	○		（花園ラグビー場）収支報告書における人件費、光熱水費等の共通経費の指定管理業務と自主事業への按分について	花園・スポーツビジネス戦略課	措置済み		
56	○		（花園ラグビー場）備品登録について	花園・スポーツビジネス戦略課	措置済み		
57	○		（花園ラグビー場）備品の表示について	花園・スポーツビジネス戦略課	措置済み		

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和6年6月末日）	措置の状況（令和7年6月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
58	○		（総合体育館）決算報告書の作成誤りについて	市民スポーツ支援課	措置済み		
59	○		（総合体育館）収支報告書における人件費、光熱水費等の共通経費の指定管理業務と自主事業への按分について	市民スポーツ支援課	措置済み		
60		○	（総合体育館）収支報告書の支出項目の検証について	市民スポーツ支援課	措置予定	措置済み	
61	○		（総合体育館）収支報告書及び内訳書の自主事業収支額の整合性及び正確性について	市民スポーツ支援課	措置済み		
62	○		（総合体育館）実地棚卸の実施結果及び規程について	市民スポーツ支援課	措置予定	措置済み	
63		○	（スポーツホール）収支報告書の支出項目の検証について	市民スポーツ支援課	措置予定	措置済み	
64	○		（スポーツホール）収支報告書及び内訳書の自主事業収支額の整合性及び正確性について	市民スポーツ支援課	措置済み		
65	○		（スポーツホール）実地棚卸の実施結果及び規程について	市民スポーツ支援課	措置予定	措置済み	
66		○	（東体育館）収支報告書の支出項目の検証について	市民スポーツ支援課	措置予定	措置済み	
67	○		（東体育館）収支報告書及び内訳書の自主事業収支額の整合性及び正確性について	市民スポーツ支援課	措置済み		
68	○		（東体育館）実地棚卸の実施結果及び規程について	市民スポーツ支援課	措置予定	措置済み	
69		○	（市民ふれあいホール）収支報告書の支出項目の検証について	市民スポーツ支援課	措置予定	措置済み	
70	○		（市民ふれあいホール）収支報告書及び内訳書の自主事業収支額の整合性及び正確性について	市民スポーツ支援課	措置済み		
71	○		（市民ふれあいホール）実地棚卸の実施結果及び規程について	市民スポーツ支援課	措置予定	措置済み	
72	○		（東大阪ツーリズム振興機構）契約規程の整備について	国際観光室	措置予定	措置予定	措置予定
73		○	（東大阪ツーリズム振興機構）取引誓約書について	国際観光室	措置済み		
74		○	（東大阪ツーリズム振興機構）事業効果の検証について	国際観光室	措置中	措置中	措置済み
75	○		（東大阪ツーリズム振興機構）成果品の帰属について	国際観光室	措置済み		
76		○	（東大阪ツーリズム振興機構）市と連携したマネジメントについて	国際観光室	措置予定	措置予定	措置中

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和6年6月末日）	措置の状況（令和7年6月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
77		○	（東大阪ツーリズム振興機構）再委託先との契約継続を行う場合の判断基準について	国際観光室	措置予定	措置中	措置中
78	○		（東大阪ツーリズム振興機構）賞与引当金について	国際観光室	措置済み		
79	○		（東大阪ツーリズム振興機構）支出起案書における決裁漏れについて	国際観光室	措置済み		
80		○	（東大阪市産業創造勤労者支援機構）料金収受代行入金口座の区分管理について	モノづくり支援室	措置済み		
81		○	（東大阪市産業創造勤労者支援機構）アウトカムを含む情報開示について	モノづくり支援室	措置予定	措置済み	
82		○	（東大阪市産業創造勤労者支援機構）出先機関が実施している預金勘定残高と通帳との照合結果に関する本部の管理について	モノづくり支援室	措置済み		
83		○	（東大阪市産業創造勤労者支援機構）共通経費の各事業への按分比率について	モノづくり支援室	措置予定	措置済み	
84	○		（東大阪市産業創造勤労者支援機構）賞与引当金の計上について	モノづくり支援室	措置済み		
85	○		（東大阪市産業創造勤労者支援機構）市への正確な報告について	労働雇用政策室・モノづくり支援室	措置済み		
86	○		（東大阪市産業創造勤労者支援機構）固定資産の実査について	モノづくり支援室	措置予定	措置済み	
87		○	（東大阪市シルバー人材センター）発注者からのヒアリング内容をとりまとめた一覧表の作成について	労働雇用政策室	措置中	措置済み	
88		○	（東大阪市シルバー人材センター）民間業者からの受注と公共団体からの受注において計算される事務費率の差異について	労働雇用政策室	検討中	措置済み	
89	○		（東大阪市シルバー人材センター）回収不能未収金の回収不能処理について	労働雇用政策室	措置済み		
90	○		（東大阪市シルバー人材センター）財務規程に従った固定資産の現物照合について	労働雇用政策室	措置中	措置済み	

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
1	63ページ		○	令和2年度組織再編についての目標設定、評価について	組織再編を行った場合には、その再編目的の達成・進捗についての自己評価がなされるべきである。市としての基本目標・政策的意図の達成に組織再編がどのように貢献したのか、再編に込められた組織目標が各課の施策立案に反映されているか、という評価軸での自己評価である。 再編対象となった各部署が実施する個々の施策についての評価の集積とは別次元のものである。今回の監査対象に即して述べると、「産業振興による雇用を提供する」、「人を呼び込む流れをつくる」ための個々の施策の進捗・達成状況そのものについての自己評価ではなく、組織再編として「都市魅力産業スポーツ部」が創設された、そのことにより、何ができるようになったのか、従前以上に効率的効果的に施策が遂行されたのか、あるいは組織拡大・協働による新たな施策が立案・実施されたのか、それまでの組織的課題が解決されたのか、という問いに答える自己評価である。 これは今回の直接の調査対象となった都市魅力産業スポーツ部のみの話ではなく、組織再編に関わる市の組織と職員が意識し対応すべきことであって、政策的意図を有する今後の組織再編に際しては、特に市のマネジメント層が、組織的な課題とその改善に対する明確な認識をもって、上記の自己評価に対処されたい。	行財政改革課	今後、組織再編を行う際には政策的意図を踏まえた検討を行う予定です。	措置予定

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
2	63ページ		○	令和2年度組織再編についての目標設定、評価について	令和2年度の組織再編において、経営企画部がとりまとめた、「令和2年度組織機構改正」において、スポーツビジネス戦略課については、ラグビーワールドカップを契機に「スポーツのまち」として、人の流れを呼び込むスポーツ関連施策を展開し、交流人口の増加、市内のスポーツ関連企業への販路開拓（支援）など市域活性化を目指すものとされていた。 しかし、組織再編によって、従前以上に効率的効果的に施策が遂行されたのか、あるいは組織拡大・協働による新たな施策が立案・実施されたのか、という点については、上述したように、一定のPRや集客効果が定性的に説明されるにとどまっている。組織再編前後において、各施策におけるアウトカムあるいはアウトプットとしての指標が、曖昧あるいは目的との適合性が十分ではなかったから、その後の自己評価も難しいということではないかと考えられる。 今回の監査対象とした都市魅力産業スポーツ部においては、RWC2019大会に伴う経験知とその後の組織再編の効果について振り返るとともに、今後の部としての目標をアウトカムによって明確化する過程を通じて、同部内の複数課による協働が有する効果を明確化する、また、RWC2019大会を含む各種イベント経験知をレガシーと関連付けて再認識することが必要である。	都市魅力産業スポーツ部	ラグビーワールドカップ2019を契機とした部の施策実施においては、組織再編により従前と比べ、連携が図りやすく各事業にもたらした効果についても一定の評価をしています。今後は指摘内容をふまえ事業実施の際にはこれまでの部の取組みを振り返り、自己評価とそれに必要な効果指標の構築手法を検討してまいります。	検討中

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
3	73ページ		○	課題解決に応じた施策の成果（アウトカム）の設定と、具体的活動が成果に結びつく仮説（ロジック）についての検討・検証について	個々の施策・事業の目的と評価に関して、アウトプット指標の設定が中心となっており、アウトカムの設定が不十分である。そのことが、事後評価を曖昧なものにしてしまい、どのように施策を改善・改廃していけば良いかについての積極的な検討の妨げとなっているように見受けられる。 まずは、現在の施策によるアウトプットが、政策目的に応じたアウトカムをもたらすものであるのかということについて、そのロジック（仮説）も含めて見直す必要がある。ロジックの構築とアウトカムの設定、その具体的測定方法が検討されなければならない。 アウトカムそのものを重視するというよりも、施策の活動がアウトカムの向上に繋がっているのか、ロジックを検証して活動を変えてみること、その試行錯誤が重要である。それには、定量的なアウトカムが設定できれば効果的ではあるが、必ずしも適したデータが入手できるとは限らないから、アンケートやヒアリングなどの定性的な分析によって、施策の受け手にどのような変化が生じたのかを理解しロジックを検証することが有意義である。 ロジックの構築は容易ではなく一定の見込み違いが不可避であることは言うまでもないが、その見込み違いが明らかになり次の活動に活かされることこそが重要であるため、その試行錯誤に対する理解と許容が重要な前提となることにも留意されたい。	都市魅力産業スポーツ部	今後、同様の事案に取り組む際には指摘内容に基づいたスキームを構築できるように努めてまいります。	検討中

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
6	75ページ		○	外郭団体における組織運営・管理に関する規律とその運用について	今回の監査において、監査対象部局が所管する外郭団体に往査を行い、監査テーマに関連する範囲でその管理運営状況について調査を行ったが、契約規程がないとか、固定資産実査が行われていないなど、基本的な規程の未整備や規程からの逸脱が散見された。 東大阪市は、外郭団体において、契約や資産・財務管理等に関する基本的な規程の整備とその遵守が励行されるよう、外郭団体の組織運営・管理に係る一般原則を定め、それに即して外郭団体が組織的に運営されるよう尽力されたい。一定のガバナンスの上に自主性は尊重されるべきものである。	行財政改革課	本市の外郭団体は計8団体あり、法人毎に独自に各種規定が整備されてきたため各種規定は団体により差はありますが、外郭団体に対する運営指導の中、近年では同一労働同一賃金の対応など、団体の独立性を尊重しつつ、統一的な取組も順次進めております。外郭団体は法人種別（社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、一般社団法人、株式会社）によって性格が異なるものの、いずれも公的役割を担っていることから、引き続き一般原則規程の整備について検討してまいります。	措置予定
28	118ページ		○	モノづくり教育支援事業に係るモノづくり体験教室の体験者数枠の拡大について	過去において、体験者数枠の関係で、申込者の一部がモノづくり体験教室を体験できない状況となっている。モノづくり体験教室の申込者全員が、モノづくり体験教室を体験できるよう過去の申込者数等を参考に、体験者数枠の拡大について検討されたい。	モノづくり支援室	体験教室は小学3～6年生の4年間に1度、受講機会が得られるよう、毎年度学事推計から算出して、体験者数枠を決定しています。令和8年度においては、学事推計より小学3～6年生が12,783人在学しており、受講機会として約3,195人の体験者数枠が必要となります。これに対し、昨年度より160人分の体験者数枠を拡大し、令和8年度は3,200人が受講できるよう設定して事業を実施しています。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
72	177ページ	○		（東大阪ツーリズム振興機構） 契約規程の整備について	契約規程が作成されていなかった。	国際観光室	令和7年3月に観光庁の「観光地域づくり法人（DMO）の登録制度に関するガイドライン」が改正され、新たに観光地経営戦略の策定及び提出が求められることとなったことから、当該業務を優先的に進める必要があり、現時点では未策定となっております。 他の外郭団体の規程を参考にしながら、策定に向けて作業を進めます。	措置予定
74	178ページ		○	（東大阪ツーリズム振興機構） 事業効果の検証について	東大阪市から受託した新たな「体感まち博」の開発推進事業として、毎期同様の事業を再委託し、再委託先から成果品を入手しているものの、当該事業の効果について検証がされていない。毎期継続実施する事業であれば、次年度以降の業務につなげていくために、事業効果の検証を行うべきである。	国際観光室	令和7年度より通年開催として事業を開催し、事業者の定着とプログラムの増加、またイベント開催等を通じて参加者の増加を図った。加えて、効果検証を行うため参加者アンケートほかデータ収集・分析を行い、参加者数や売上だけでなく、プログラム充足率やリピーター率などの把握を行った。令和8年度はより効率的な事業効果の検証を行うため、申込システムの導入することで、参加者アンケート回収率の向上とともにさらなるデータ収集と活用を図り、事業者へのフォローアップによる魅力的なプログラム造成を行い、参加者の増加、リピーターの獲得、着地型観光の定着に取り組んでまいります。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
76	179ページ		○	（東大阪ツーリズム振興機構） 市と連携したマネジメントについて	中期経営計画では事業効果としてアウトプット、アウトカム指標を設定し、東大阪市と連携しながら適切にマネジメントをしていくことが必要である。	国際観光室	令和6年3月に策定された観光振興計画を受けて中期経営計画を策定すべく作業を進めてきたが、令和7年3月に観光庁の「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」が改正され、観光地経営戦略の策定が義務化され、新たにKGI(重点目標達成指標)など、大幅な変更があった。こうした要素を踏まえ、観光地のビジョンやマーケティング戦略、さらに「安定的な運営資金の確保」として財源計画や安定財源確保率の設定などを含め、観光庁の様式に基づき中長期（4～5年間）を対象とした策定が必要なことから、観光地経営戦略を法人の中期経営計画と位置付け、令和9年のDMOの登録更新を見据え令和8年度中に策定に向けた作業を進めています。	措置中
77	181ページ		○	（東大阪ツーリズム振興機構） 再委託先との契約継続を行う場合の判断基準について	再委託先との契約継続を行う場合の判断基準として、定性的な評価基準ではなく、客観的定量的な評価基準を設定しておくことが望まれる。	国際観光室	令和7年度主要各事業においては目標となる指標（アウトプット・アウトカム）を定めました。 客観的定量的な指標をもって評価判断するため、令和8年度の契約締結にあたっては、令和8年3月の理事会において、主要事業進捗報告資料によりアウトカム・アウトプットなどのデータを提示説明し、これを踏まえて総合的に継続の判断を行っています。さらに、この判断に基づき市において再委託承認の手続きを進めています。 今後も客観的定量的な事業評価を行うため、データ収集と分析力を高め、より効果的なKPI指標を設定するなど、適切な再委託事業者の評価制度について検討してまいります。	措置中

令和４年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書

【東大阪市の市税の賦課徴収等に係る財務事務の執行及び管理の状況について】

（令和８年１０月）

東大阪市

１．監査の種類

包括外部監査

２．令和４年度の監査テーマ

「東大阪市の市税の賦課徴収等に係る財務事務の執行及び管理の状況について」

３．監査結果に基づく措置状況一覧（令和８年５月末日時点）

１ページから２ページのとおり

４．措置状況の内容（令和８年５月末日時点）

３ページのとおり

なお、以前の報告で、すでに措置済み又は不措置として報告しているものは除いています。

５．措置状況の語句説明

措置済み	…	結果及び意見に対し、措置が完了しているもの
措置中	…	結果及び意見に対し、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの
措置予定	…	結果及び意見に対し、措置を行う予定だが、具体的な措置は開始されていないもの
検討中	…	結果及び意見に対し、措置を行うかどうかを考慮中であるもの
不措置	…	結果及び意見に対し、措置を行わないことを決定したもの

※ 本報告書における措置状況の取りまとめは、市長公室内部統制推進室で行っています。

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和5年6月末日）	措置の状況（令和6年6月末日）	措置の状況（令和7年6月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
1		○	各課における目標設定について	税制課	措置済み			
2		○	行政サービスセンターとの連絡引継簿	税制課	措置済み			
3		○	（たばこ税） 調査の実施の検討と他の主体による検査等の実施状況の把握	税制課	措置済み			
4		○	（たばこ税） 調査の実施の検討と他の主体による検査等の実施状況の把握	税制課	措置済み			
5		○	（入湯税） 納税義務者及び課税免除の範囲の明確化	税制課	措置済み			
6		○	（入湯税） 納税義務者及び課税免除の範囲の明確化	税制課	措置済み			
7		○	（入湯税） 課税免除の金額的根拠の明確化	税制課	措置済み			
8		○	（入湯税） 申告内容の適否の確認のための調査の実施の検討	税制課	措置済み			
9		○	（入湯税） 入湯税の対象となる鉱泉浴場の検証の形跡	税制課	措置済み			
10		○	（法人市民税） 申告漏れあるいは未申告の状況の時系列での一元管理	税制課	措置済み			
11		○	（法人市民税） より充実したマニュアルの整備	税制課	措置済み			
12		○	（事業所税） 申告漏れあるいは未申告の状況の時系列での一元管理	税制課	措置済み			
13		○	（事業所税） 申告内容の適否の検証のための調査の実施の検討	税制課	措置済み			
14		○	（事業所税） より充実したマニュアルの整備	税制課	措置済み			
15		○	（軽自動車税） USBメモリの使用	税制課	措置済み			
16		○	（個人市民税） 未申告者に係る実態調査について	市民税課	検討中	措置予定	措置済み	
17		○	（個人市民税） USBの使用について	市民税課	措置済み			
18		○	（個人市民税） 減免要件の見直しについて	市民税課	検討中	措置中	措置済み	
19	○		（個人市民税） 災害に関する減免の認定について	市民税課	検討中	措置済み		
20		○	（固定資産税） 課税保留の解消に向けた中長期的かつ継続的な取り組み	固定資産税課	措置中	措置中	措置中	措置済み
21		○	（固定資産税） 償却資産の調査手法について	固定資産税課	措置中	措置済み		

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和5年6月末日）	措置の状況（令和6年6月末日）	措置の状況（令和7年6月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
22		○	（固定資産税） 課税保留や課税免除等、地方税法や条例等に具体的な規定がない事象の手続の明確化	固定資産税課	措置予定	措置中	措置済み	
23	○		東大阪市税徴収事務提要の更新	納税課	措置予定	措置済み		
24		○	東大阪市税コンビニエンスストア等収納代行業務委託に係る受託可能な事業者の把握	納税課	措置済み			
25		○	東大阪市税電子マネー収納に係る基本契約に係る受託可能な事業者の把握	納税課	検討中	措置済み		
26		○	東大阪市税コンビニエンスストア等収納に係る基本仕様書に記載されている検査内容の検討	納税課	措置済み			
27		○	東大阪市税電子マネー収納に係る基本仕様書に記載されている検査内容の検討	納税課	措置済み			
28	○		収納金等内訳書の押印漏れ	日下行政サービスセンター	措置済み			
29	○		個人情報が記載されている税務関係書類の保管状況について	布施駅前行政サービスセンター	措置済み			
30		○	行政サービスセンターにおける現金カウンターの導入	市民生活総務課	措置済み			
31		○	マニュアルの点検について	市民生活総務課	措置済み			

令和４年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和８年５月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
20	160ページ		○	（固定資産税）課税保留の解消に向けた中長期的かつ継続的な取り組み	課税保留について、令和3年度の固定資産税に係る土地577件の課税保留の要因はさまざまであるが、東大阪市の取り組みによって解消が見込まれるものについては解消に向けた取り組みを中長期的に計画し推進する必要がある。今後の課税保留の解消の計画立案に向けた情報収集をする等の具体的な取り組みが求められる。家屋18件についても同様である。	固定資産税課	土地についても、昨年度までにすべて解消いたしました。今後も課税保留に関する税制改正や通知を注視し、適宜対応してまいります。	措置済み

令和３年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書

【東大阪市の一般会計における補助金、助成金、交付金、利子補給金その他補助金の性質を有する一切のものに係る財務事務の執行及び管理の状況について】

（令和８年１０月）

東大阪市

１．監査の種類

包括外部監査

２．令和３年度の監査テーマ

「東大阪市の一般会計における補助金、助成金、交付金、利子補給金その他補助金の性質を有する一切のものに係る財務事務の執行及び管理の状況について」

３．監査結果に基づく措置状況一覧（令和８年５月末日時点）

１ページから６ページのとおり

４．措置状況の内容（令和８年５月末日時点）

７ページから１８ページのとおり

なお、なお、以前の報告で、すでに措置済み又は不措置として報告しているものは除いています。

５．措置状況の語句説明

措置済み　…　結果及び意見に対し、措置が完了しているもの

措置中　…　結果及び意見に対し、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの

措置予定　…　結果及び意見に対し、措置を行う予定だが、具体的な措置は開始されていないもの

検討中　…　結果及び意見に対し、措置を行うかどうかを考慮中であるもの

不措置　…　結果及び意見に対し、措置を行わないことを決定したもの

※ 本報告書における措置状況の取りまとめは、市長公室内部統制推進室で行っています。

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和4年6月末日）	措置の状況（令和5年6月末日）	措置の状況（令和6年6月末日）	措置の状況（令和7年6月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
1		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体に対する補助について補助率の上限の設定がない）	行財政改革課	措置予定	措置予定	措置予定	措置中	措置済み
2		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体に対する補助について終期の設定がない）	行財政改革課	措置予定	措置予定	措置予定	措置中	措置済み
3		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体に対する補助について終期の設定がない）	行財政改革課	措置予定	措置予定	措置予定	措置中	措置済み
4		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体に対する補助について補助金の交付先から領収書等の提出がない）	行財政改革課	措置予定	措置予定	措置予定	措置中	措置済み
5		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体に対する補助について補助金で購入した備品等に補助事業であることの表示がない）	行財政改革課	措置予定	措置予定	措置予定	措置中	措置済み
6		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体運用基準により難い場合に求められる理由等の公開がない）	行財政改革課	検討中	検討中	措置予定	措置済み	
7		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体運用基準により難い場合に求められる理由等の公開がない）	行財政改革課	検討中	検討中	措置予定	措置中	措置済み
8		○	運用基準の改訂	行財政改革課	措置予定	措置予定	措置予定	措置中	措置中
9		○	運用基準の適用範囲の見直し	行財政改革課	措置予定	措置予定	措置予定	措置中	措置済み
10		○	望ましい補助金に関する事務遂行に関しての全庁的な展開	行財政改革課	検討中	検討中	検討中	措置予定	措置中
11		○	継続的に補助金等の必要性を問う仕組み、モニタリングを行う仕組み、そのための補助金等の情報開示	行財政改革課	検討中	検討中	検討中	措置中	措置済み
12		○	継続的に補助金等の必要性を問う仕組み、モニタリングを行う仕組み、そのための補助金等の情報開示	行財政改革課	検討中	検討中	検討中	措置中	措置済み
13		○	行財政改革プラン等における目標設定	行財政改革課	検討中	検討中	措置予定	措置中	措置中
14		○	公金に準じた取扱が求められる現金等の取扱に関するマニュアルの整備	内部統制推進室	措置中	措置済み			
15		○	事務局業務を担う期限の設定と解消	行財政改革課	検討中	検討中	検討中	措置中	措置中
16	○		自主防災組織活動補助金	危機管理室	措置済み				
17		○	自主防災組織活動補助金	危機管理室	措置中	措置中	措置済み		
18		○	防犯灯維持管理費補助金	公民連携協働室	検討中	検討中	検討中	検討中	措置済み
19		○	防犯灯設置費補助金	公民連携協働室	措置済み				
20		○	職員厚生事業補助金	給与福利課	措置中	措置済み			
21		○	職員厚生事業補助金	給与福利課	措置中	措置済み			
22		○	職員厚生事業補助金	給与福利課	措置済み				

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和4年6月末日）	措置の状況（令和5年6月末日）	措置の状況（令和6年6月末日）	措置の状況（令和7年6月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
23	○		医工連携事業化促進補助金	モノづくり支援室	措置済み				
24		○	医工連携事業化促進補助金	モノづくり支援室	措置中	措置中	措置済み		
25		○	医工連携事業化促進補助金	モノづくり支援室	措置済み				
26		○	医工連携事業化促進補助金	モノづくり支援室	検討中	措置中	措置中	措置済み	
27	○		産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	措置済み				
28		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	措置済み				
29		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	措置中	措置中	措置済み		
30		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	措置済み				
31		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	措置済み				
32		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	検討中	措置済み			
33		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	検討中	措置中	措置済み		
34		○	住工共生まちづくり補助金	モノづくり支援室	措置済み				
35	○		商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金	モノづくり支援室	措置済み				
36		○	商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金	モノづくり支援室	検討中	措置中	措置中	措置中	措置中
37		○	商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金	モノづくり支援室	措置予定	措置済み			
38	○		モノづくり支援補助金	モノづくり支援室	措置済み				
39		○	モノづくり支援補助金	モノづくり支援室	措置中	措置済み			
40		○	モノづくり支援補助金	モノづくり支援室	措置済み				
41		○	モノづくり支援補助金	モノづくり支援室	検討中	措置中	措置中	措置済み	
42	○		モノづくりワンストップ推進事業補助金	モノづくり支援室	措置済み				
43		○	モノづくりワンストップ推進事業補助金	モノづくり支援室	措置中	措置済み			
44		○	モノづくりワンストップ推進事業補助金	モノづくり支援室	措置済み				

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和4年6月末日）	措置の状況（令和5年6月末日）	措置の状況（令和6年6月末日）	措置の状況（令和7年6月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
45		○	モノづくりワンストップ推進事業補助金	モノづくり支援室	検討中	措置済み			
46	○		共同施設設置事業補助金	商業課	措置済み				
47		○	共同施設設置事業補助金	商業課	措置済み				
48		○	商店街新型コロナウイルス感染症対策補助金	商業課	不措置				
49		○	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	労働雇用政策室	措置予定	措置済み			
50		○	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	労働雇用政策室	措置済み				
51		○	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	労働雇用政策室	措置済み				
52		○	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	労働雇用政策室	検討中	検討中	検討中	措置中	措置済み
53	○		シルバー人材センター管理運営補助金	労働雇用政策室	措置済み				
54		○	シルバー人材センター管理運営補助金	労働雇用政策室	措置済み				
55		○	シルバー人材センター管理運営補助金	労働雇用政策室	検討中	検討中	検討中	措置済み	
56		○	都市農業活性化農地活用事業補助金	農政課	措置予定	措置済み			
57		○	都市農業活性化農地活用事業補助金	農政課	措置済み				
58		○	都市農業活性化農地活用事業補助金	農政課	措置予定	措置済み			
59		○	都市農業活性化農地活用事業補助金	農政課	検討中	検討中	検討中	措置済み	
60		○	クロスカントリー競走大会補助金	市民スポーツ支援課	措置予定	措置中	措置中	措置中	措置済み
61	○		クロスカントリー競走大会補助金	市民スポーツ支援課	措置予定	措置済み			
62	○		指定文化財整備補助金	文化財課	措置済み				
63	○		指定文化財整備補助金	文化財課	措置中	措置済み			
64		○	人権啓発協議会補助金	人権啓発課	措置予定	措置済み			
65	○		同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求東大阪実行委員会補助金	人権同和調整課	措置済み				
66		○	リージョンセンター公民協働事業助成金	地域活動支援室	措置予定	措置済み			

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和4年6月末日）	措置の状況（令和5年6月末日）	措置の状況（令和6年6月末日）	措置の状況（令和7年6月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
67		○	リージョンセンター公民協働事業助成金	地域活動支援室	措置予定	措置済み			
68		○	リージョンセンター公民協働事業助成金	地域活動支援室	検討中	検討中	検討中	措置中	措置済み
69	○		社会福祉協議会補助金	地域福祉課	措置済み				
70		○	社会福祉協議会補助金	地域福祉課	措置済み				
71		○	社会福祉協議会補助金	地域福祉課	措置予定	措置予定	措置予定	措置済み	
72		○	社会福祉協議会補助金	地域福祉課	措置中	措置中	措置済み		
73		○	社会福祉協議会補助金	地域福祉課	措置予定	措置済み			
74	○		市民福祉活動センター補助金	地域福祉課	不措置				
75		○	市民福祉活動センター補助金	地域福祉課	不措置				
76		○	市民福祉活動センター補助金	地域福祉課	不措置				
77		○	市民福祉活動センター補助金	地域福祉課	不措置				
78		○	小地域ネットワーク活動推進事業補助金	地域福祉課	措置済み				
79		○	小地域ネットワーク活動推進事業補助金	地域福祉課	措置済み				
80		○	小地域ネットワーク活動推進事業補助金	地域福祉課	措置予定	措置予定	措置中	措置済み	
81		○	サービス継続支援事業補助金	高齢介護課	措置済み				
82		○	サービス継続支援事業補助金	高齢介護課	措置済み				
83	○		サービス継続支援事業補助金	高齢介護課	措置済み				
84	○		日常生活自立支援事業補助金	高齢介護課	措置済み				
85		○	日常生活自立支援事業補助金	高齢介護課	措置済み				
86		○	老人クラブ活動補助金	高齢介護課	措置中	措置済み			
87		○	介護保険サービス利用料軽減助成金	給付管理課	措置済み				
88		○	衛生管理体制確保支援等事業補助金	障害施策推進課	不措置				

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和4年6月末日）	措置の状況（令和5年6月末日）	措置の状況（令和6年6月末日）	措置の状況（令和7年6月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
89	○		衛生管理体制確保支援等事業補助金	障害施策推進課	不措置				
90		○	サービス継続支援事業補助金	障害施策推進課	措置予定	措置済み			
91	○		サービス継続支援事業補助金	障害施策推進課	措置予定	措置済み			
92	○		社会福祉施設等整備費補助金	障害施策推進課	措置済み				
93		○	社会福祉施設等整備費補助金	障害施策推進課	検討中	検討中	措置予定	措置予定	措置済み
94	○		移動支援事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中	措置済み			
95	○		地域活動支援センター事業Ⅲ型補助金	障害福祉認定給付課	措置中	措置済み			
96		○	日常生活用具給付事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中	措置済み			
97		○	日常生活用具給付事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中	措置中	措置中	措置中	措置済み
98		○	日常生活用具給付事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中	措置済み			
99	○		日常生活用具給付事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中	措置済み			
100		○	日常生活用具給付事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中	措置済み			
101		○	日常生活用具給付事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中	措置済み			
102	○		民生委員関係事業補助金	生活支援課	検討中	措置中	措置済み		
103		○	民生委員関係事業補助金	生活支援課	検討中	措置中	措置済み		
104		○	民生委員関係事業補助金	生活支援課	検討中	検討中	措置済み		
105	○		再生可能エネルギー等普及促進補助金	環境企画課	措置済み				
106		○	放置自転車追放推進事業補助金	自転車対策課	措置済み				
107	○		放置自転車追放推進事業補助金	自転車対策課	措置済み				
108	○		高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	安全調整課	措置済み				
109	○		高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	安全調整課	措置済み				
110		○	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	安全調整課	措置予定	検討中	措置済み		

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和4年6月末日）	措置の状況（令和5年6月末日）	措置の状況（令和6年6月末日）	措置の状況（令和7年6月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
111		○	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	安全調整課	措置予定	検討中	措置済み		
112		○	農業用排水路維持管理補助金	土木工営所	措置中	措置済み			
113		○	緑の保全事業補助金	みどり景観課	措置済み				
114		○	公園愛護会補助金	公園課	措置済み				
115		○	地域まちづくり推進会議補助金	住宅改良室	措置予定	措置済み			
116		○	地域まちづくり推進会議補助金	住宅改良室	措置予定	措置済み			
117		○	老朽住宅解体除去補助金	市街地整備課	検討中	検討中	措置済み		
118		○	民間建築物耐震化促進補助金	建築安全課	措置済み				
119		○	空き家等対策補助金	空家対策課	検討中	措置済み			
120	○		クラブ活動運営費補助金	学校教育推進室	措置済み				
121		○	人権教育研究会補助金	人権教育室	措置済み				
122		○	学校園保健会補助金	教職員課	措置中	措置済み			
123	○		学校園保健会補助金	教職員課	措置中	検討中	措置予定	措置済み	
124		○	学校給食会運営補助金	学校給食課	検討中	検討中	措置済み		
125		○	学校給食会運営補助金	学校給食課	措置中	措置済み			
126	○		文化団体活動補助金	社会教育センター	措置中	措置済み			
127		○	文化団体活動補助金	社会教育センター	措置中	措置済み			
128		○	文化団体活動補助金	社会教育センター	措置中	措置済み			

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
1	102ページ		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体に対する補助について補助率の上限の設定がない）	補助金等交付規則や各補助金等の個別規則と一体となって運用される「団体に対する補助制度運用基準」（平成20年度策定、以下「運用基準」という。）が求める、団体に対する補助の補助率の上限を1/2とする要求事項を満たしていない状況が相当数かつ長期間に亘って認められる。補助率の上限設定等の状況を改めて全庁的に調査・把握するとともに、運用基準で求める適切な状態となるよう、全庁的な是正に向けた指導を継続的に実施する必要がある。	行財政改革課	団体に対する補助金制度の運用基準を改正し、団体に対する補助率の上限を1/2とする点につき改めて記載するとともに、全所属に対しチェックシートを用いた照会を定期的に行い、当該運用基準が遵守されているかについて確認する運用を定めました。 令和7年度には全庁的な初回調査を実施し、各所属における運用状況の把握や指導を行いました。 今後も定期的な調査等に取り組んでまいります。	措置済み
2	103ページ		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体に対する補助について終期の設定がない）	団体に対する補助について終期が設定されていないという状況が相当数かつ長期間に亘って認められる。そもそも運用基準として求める終期の考え方、終期の設定方法について改めて検討する必要がある。	行財政改革課	団体に対する補助金制度の運用基準を改正し、団体に対する補助の終期の設定につき改めて記載するとともに、全所属に対しチェックシートを用いた照会を定期的に行い、当該運用基準が遵守されているかについて確認する運用を定めました。 令和7年度には全庁的な初回調査を実施し、各所属における運用状況の把握や指導を行いました。 今後も定期的な調査等に取り組んでまいります。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
3	103ページ		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体に対する補助について終期の設定がない）	補助金の終期の設定の状況等を改めて全庁的に調査・把握するとともに、運用基準（あるいは今後改訂されたあとの運用基準）で求める適切な状態となるよう、全庁的な是正に向けた指導を継続的に実施する必要がある。	行財政改革課	団体に対する補助金制度の運用基準を改正し、団体に対する補助の終期の設定につき改めて記載するとともに、全所属に対しチェックシートを用いた照会を定期的に行い、当該運用基準が遵守されているかについて確認する運用を定めました。 令和7年度には全庁的な初回調査を実施し、各所属における運用状況の把握や指導を行いました。 今後も定期的な調査等に取り組んでまいります。	措置済み
4	105ページ		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体に対する補助について補助金の交付先から領収書等の提出がない）	団体に対する補助について補助金の交付先に対して領収書等の提出を求めていないという状況が相当数かつ長期間に亘って認められる。領収書等（写し）の添付の義務付けの状況等を改めて全庁的に調査・把握するとともに、運用基準で求める適切な状態となるよう、全庁的な是正に向けた指導を継続的に実施する必要がある。	行財政改革課	団体に対する補助金制度の運用基準を改正し、領収書等の提出につき改めて記載するとともに、全所属に対しチェックシートを用いた照会を定期的に行い、当該運用基準が遵守されているかについて確認する運用を定めました。 令和7年度には全庁的な初回調査を実施し、各所属における運用状況の把握や指導を行いました。 今後も定期的な調査等に取り組んでまいります。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
5	105ページ		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体に対する補助について補助金で購入した備品等に補助事業であることの表示がない）	団体の補助について補助金の交付先の事業公報や購入した備品等に補助事業であることが表示されていない事例が相当数認められる。補助事業であることの義務付けの状況等を改めて全庁的に調査・把握するとともに、運用基準で求める適切な状態となるよう、全庁的な是正に向けた指導を継続的に実施する必要がある。	行財政改革課	団体に対する補助金制度の運用基準を改正し、補助事業の表示義務について改めて記載するとともに、全所属に対しチェックシートを用いた照会を定期的に行い、当該運用基準が遵守されているかについて確認する運用を定めました。 令和7年度には全庁的な初回調査を実施し、各所属における運用状況の把握や指導を行いました。 今後も定期的な調査等に取り組んでまいります。	措置済み
7	106ページ		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体運用基準により難い場合に求められる理由等の公開がない）	運用基準に準拠していない理由等の公開について検討したうえで、運用基準（あるいは今後改訂されたあとの運用基準）で求める適切な状態となるよう、全庁的な是正に向けた指導を継続的に実施する必要がある。	行財政改革課	運用基準に準拠していない理由等の公開について検討したうえで、令和7年3月に改正した運用基準による補助金の適正な執行をはかる中、公開について検討したうえで、定期的な確認において運用基準に合致していない理由等を確認することとして、適切な運用に努めております。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
8	108ページ		○	運用基準の改訂	運用基準について改訂を検討すべき点が次のとおり複数認められる。 ・事業補助の定義や内容が不明確であり、運営補助との線引きが曖昧である。 ・領収書の宛名・宛先を必ず補助金交付先とすることの規定がない。 ・補助金を概算払とする場合には事前にその必要性及び理由について決裁を経るべきだが、そのような規定がない。なお、原則的には確定払とすべきである。 ・運用基準により難い場合に理由等の公開の必要性を再検討し、公開させるのであれば、その手段や方法を明確にする必要がある。 ・補助である以上個々の効果指標や達成目標を定めることを検討する必要があるが、そのような規定がない。 ・補助金の効果について、例えば、モノづくり支援補助金等のように補助事業終了後中長期に亘ってその効果をモニタリングすべきものがあることについて明記すべきである。 ・個々の補助金に係る個別の交付要綱等に補助金の返還期限等の規定を設けるよう規定すべきである。 運用基準を実態あるいは現状の環境をふまえて改訂すべきである。	行財政改革課	団体に対する補助金制度の運用基準を改正し、左記のご指摘にかかる取組につき改めて記載するとともに、全所属に対しチェックシートを用いた照会を定期的に行い、当該運用基準が遵守されているかについて確認する運用を定めました。 令和7年度には全庁的な初回調査を実施し、各所属における運用状況の把握や指導を行いました。 補助金の効果については引き続き措置に向けて取り組んでまいります。	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
9	108ページ		○	運用基準の適用範囲の見直し	運用基準に基づく運用について、要求事項に対する現状の運用実態との乖離の事実に鑑み、その適用範囲を再検討すべきである。具体的には、福祉部の介護保険サービス利用料軽減助成金等国の制度として運用される補助金、ボランティア団体等自主財源がない団体に対する補助金、（公益財団法人）産業創造勤労者支援機構等政策実現の一環で市が運営費を補助することを念頭に設立した外郭団体等について一律に運用基準を適用することとするのか否かについて再検討する必要がある。改めて団体に対する補助金等の実態を把握したうえで、改訂後の運用基準の適用範囲あるいは適用範囲の見直しを検討すべきである。	行財政改革課	運用基準の適用範囲について再検討を行った上で、運用基準が原則的な基準であると理解しやすいように基準を改正しました。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
10	109ページ		○	望ましい補助金に関する事務遂行に関しての全庁的な展開	監査した所管課によって、消費税等の取扱（望ましい対応として、消費税等の仕入控除税額は減額して交付申請すること、仕入控除税額の返還が生じうる一定の法人等については消費税等の仕入控除税額を減額して実績報告すること、補助事業完了後の消費税等申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じること）や、補助金の交付先における経済性の確保（望ましい対応として、一定金額以上の物品の購入や委託については市の基準に準じて入札をすべきこと、また、一定期間未満であっても複数社から相見積もりを徴取すべきことを指導すること）について対応が異なる。適宜他の制度所管課とも連携し、これらの望ましい補助金等に関する事務遂行に関しての全庁的な展開を図るべきである。	行財政改革課	令和7年度に消費税等の取り扱いについて、補助要綱条文のひな型や運用の具体例について庁内通知し、令和8年度までに各補助要綱を改正しました。 また、経済性の確保については、個別の要綱制定・改正の協議／合議時において、個々の適性を念頭に対応しているところで引き続き検討してまいります。	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
11	110ページ		○	継続的に補助金等の必要性を問う仕組み、モニタリングを行う仕組み、そのための補助金等の情報開示	補助金の必要性等について継続的に見直しを行う仕組み、それらの状況について継続的にモニタリングを行う仕組みとしては、現状は財政当局との予算折衝のみとなっていることから、抜本的な見直しを行うことが難しい。適宜他の制度所管課とも連携し、必要性を問い、継続的にモニタリングを行うための実効性のある仕組みを検討する必要がある。	行財政改革課	団体に対する補助金制度の運用基準を改正し、補助金の必要性等の定期的な点検につき改めて記載するとともに、全所属に対しチェックシートを用いた照会を定期的に行い、当該運用基準が遵守されているかについて確認する運用を定めました。 令和7年度には全庁的な初回調査を実施し、各所属における運用状況の把握や指導を行いました。 今後も定期的な調査等に取り組んでまいります。	措置済み
12	110ページ		○	継続的に補助金等の必要性を問う仕組み、モニタリングを行う仕組み、そのための補助金等の情報開示	モニタリングの仕組みを整備する観点からも、市民の納得、信頼が得られる透明性の高い補助制度が運用されていることの説明責任を果たすうえでも、適宜他の制度所管課や補助金を執行する所管課とも連携し、補助金等を一覧化して積極的にその是非を問うて検討するための情報開示を図ることが必要である。	行財政改革課	団体に対する補助金制度の運用基準を改正し、原則的な運用基準を定めるとともに、補助金の適正な運用に向けた点検項目や定期的な所管課への調査について新たに定めました。 令和7年度には全庁的な初回調査を実施し、各所属における運用状況の把握や指導を行いました。 今後も定期的な調査等に取り組んでまいります。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
13	111ページ		○	行財政改革プラン等における目標設定	行財政改革プラン2020において持続可能な行財政運営のための歳出の抑制の一施策として「団体に対する補助金の適正化」が独立した項目として掲げられている。今後策定する各種の行財政改革プランにおける補助金等の適正化に関する目標設定においては、適正化の内容を具体的なゴールとして明らかにするとともに、事後で検証可能な目標とすべきである。	行財政改革課	行財政改革プラン2020における団体補助金の適正化への対応として、令和6年度に団体に対する補助金制度の運用基準を改正し、原則的な運用基準を定めるとともに、補助金の適正な運用に向けた点検項目や定期的な所管課への調査について新たに定めました。 目標設定などについては引き続き検討をしてまいります。	措置中
15	112ページ		○	事務局業務を担う期限の設定と解消	上記のような事務局業務を担う場合の注意点として、運用基準によれば、「法律等に定めのある場合を除き、時限を設定するとともに、公務と団体事務を明確に区分して執行」するものとされている。しかしながら、現在事務局業務を担う所管課において、時限は設定されておらず、時限の設定に向けた補助対象団体との協議を具体的に進めているケースも少数であった。改めて各補助金において事務局業務を担っている現状と実態を把握するとともに、事務局業務の時限の設定についての考え方を具体に整理すべきである。そのうえで、時限の設定に向けて、各所管課に指導を行うべきである。	行財政改革課	事務局業務の実態につき全庁へ照会をかけるとともに、団体に対する補助金制度の運用基準を改正し、原則的な運用基準を定め、補助金の適正な運用に向けた点検項目や定期的な所管課への調査について新たに定めました。この照会結果等を踏まえ、引き続き適正なあり方や手法を検討いたします。	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
18	121ページ		○	防犯灯維持管理費補助金	補助金の支給単価の妥当性とともに、一律で防犯灯の設置数に一定の単価を乗じた額を補助金とする方法が公平性の観点から問題がないのかを改めて検討することが必要である。	公民連携協働室	防犯灯については、LED化の普及で維持費の差が小さく、自治会の事務の負担軽減のため一律支給は公平と判断しました。そのため、補助金の支給単価については、電気代高騰による実負担の増加分を試算し、他自治体の事例も踏まえ、適正な補填として令和7年度から400円引き上げ、引き続き一律支給とする措置を講じています。	措置済み
36	149ページ		○	商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金	客観的に検証可能な補助金額の算定とするため、「会議所自己負担額」の定義を要綱上も明確に定義すべきである。	モノづくり支援室	テクノメッセ東大阪開催事業を含む商工会議所への補助金事業については令和5年度より改善事項の申入れを行っており、本年も5月12日に申入れと協議を実施しており、今後も継続してまいります。	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
52	172ページ		○	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	所管課として補助金の効果測定を実施していなかった。すなわち、補助対象団体に対しても具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかがわからず、所管課として補助金の効果測定ができていない。 補助金の交付による効果と必要性を明確にするためにも、成果指標の達成の程度を計るための目標を設定させ、所管課としても補助金に見合った効果をあげているか確かめる必要がある。特に、補助対象団体は市の外郭団体であることからも、厳しくその補助金の効果について問う必要がある。	労働雇用政策室	令和8年度事業実施分より目標値の設定を行い、補助金の成果及び効果測定を実施しています。	措置済み
60	188ページ		○	クロスカントリー競走大会補助金	当該補助金の交付要綱には、補助対象経費は「市長が必要と認めるもの」としか定められていなかった。補助の対象となる経費は、要綱に具体的に定める必要がある。	市民スポーツ支援課	補助対象経費について、実行委員会と協議を行った結果をふまえ、補助対象経費を具体的に定めた補助金交付要綱を令和7年度7月中に改正しました。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
68	214ページ		○	リージョンセンター公民協働事業助成金	助成金は単年度の事業への助成であることから、基本的に翌年度への繰越は認めるべきではなく、是正に向けて検討すべきである。	地域活動支援室	4月分の活動資金について、固定経費等の支払いが滞らないよう（ボランティアで活動している団体に立替払いが発生しないよう）繰越を認めていましたが、令和7年度から助成金を分割して支払いすることで支払時期が早まり繰越の必要がなくなりました。 令和7年度につきましては、予備費として繰越を認めましたが、繰越額については令和7年8月中に市へ返金してもらい、令和8年度から繰越を廃止しました。	措置済み
93	269ページ		○	社会福祉施設等整備費補助金	補助金について公募を原則とするとともに、選考委員会の設置等も含めて、広く事業者を募る仕組み、補助金を広く活用してもらえるよう周知する仕組みを検討する必要がある。	障害施策推進課	障害福祉計画において施設整備方針を策定し、その内容を広く周知しています。また、国が定める施設整備基準等についても、ウェブサイトにおいて公表しています。なお、整備補助金の交付対象事業者の選定に当たっては、社会福祉法人設立認可等審査会において適否を審査しています。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
97	282ページ		○	日常生活用具給付事業補助金	福祉事務所から用具使用者に対して、事前に発行される「日常生活用具給付券」に記載される用具契約額の「見積額」と実際の購入額に乖離があった場合には、実際の購入額以上の補助金が交付される可能性があるため、ミスや不正は起こりうるものだという認識のもと、ミスや不正が生じていないことを確かめるために、実際の購入額、請求書、支払書類等と「日常生活用具給付券」に記載される用具契約額との整合性の確認を実施すべきである。	障害福祉認定給付課	日常生活用具給付等事業補助金交付申請時に事業所より提出される事業実績書について、見積額と実際の購入額との相違がない旨確認できるように事業実績を修正しました。	措置済み